

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 6 議案第 2 号 遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 遠軽町学校給食運営委員会条例の制定について
- 日程第 9 議案第 8 号 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 5 号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 11 議案第 6 号 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について
- 日程第 12 議案第 7 号 遠軽町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 9 号 遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 10 号 町道路線の認定について
- 日程第 15 議案第 11 号 町道路線の廃止について
- 日程第 16 議案第 12 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 17 議案第 13 号 指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 14 号 指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 15 号 指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 16 号 平成 26 年度遠軽町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 議案第 17 号 平成 26 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 18 号 平成 26 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 26 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 24 議案第 3 号 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営（付託案件）に関する基準を定める条例の制定について
（民生常任委員会審査報告、平成 26 年第 5 回定例会付託）

- 日程第 2 5 議案第 4 号 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
(付託案件) める条例の制定について
(民生常任委員会審査報告、平成 2 6 年第 5 回定例会付託)
- 日程第 2 6 議案第 5 号 遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
(付託案件) 準を定める条例の制定について
(民生常任委員会審査報告、平成 2 6 年第 5 回定例会付託)
- 日程第 2 7 一般質問
- 日程第 2 8 議案第 2 号 遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準
(付託案件) を定める条例の制定について
(民生常任委員会審査報告、平成 2 6 年第 6 回定例会付託)
- 日程第 2 9 議案第 3 号 遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指
(付託案件) 定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の
方法に関する基準を定める条例の制定について
(民生常任委員会審査報告、平成 2 6 年第 6 回定例会付託)
- 日程第 3 0 議案第 4 号 遠軽町学校給食運営委員会条例の制定について
(付託案件) (総務・文教常任委員会審査報告、平成 2 6 年第 6 回定例会
付託)
- 日程第 3 1 議案第 8 号 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部
(付託案件) 改正について
(総務・文教常任委員会審査報告、平成 2 6 年第 6 回定例会
付託)
- 日程第 3 2 意見案第 1 号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅
増員と処遇改善を求める意見書

平成26年第6回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

平成26年12月9日（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | 遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 遠軽町学校給食運営委員会条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 5号 | 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 6号 | 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 7号 | 遠軽町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第 9号 | 遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第10号 | 町道路線の認定について |
| 日程第15 | 議案第11号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第16 | 議案第12号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第17 | 議案第13号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第14号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第15号 | 指定管理者の指定について |

《平成26年12月9日》

- 日程第20 議案第16号 平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第17号 平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第18号 平成26年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第19号 平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第3号 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営（付託案件） に関する基準を定める条例の制定について
（民生常任委員会審査報告、平成26年第5回定例会付託）
- 日程第25 議案第4号 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
（民生常任委員会審査報告、平成26年第5回定例会付託）
- 日程第26 議案第5号 遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
（民生常任委員会審査報告、平成26年第5回定例会付託）
- 日程第27 一般質問

◎出席議員（17名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	6番	山田和夫君
	7番	黒坂貴行君	9番	岩澤武征君
	10番	阿部君枝君	11番	山谷敬二君
	12番	松田良一君	13番	竹中裕志君
	14番	秋元直樹君	15番	高橋義詔君
	16番	一宮龍彦君		

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	新山史賢君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会 会長	新国純一君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
-----	-------	------	-------

《平成26年12月9日》

民生部長	村本秀敏君	経済部長	大河原忠宏君
経済部技監	中川原英明君	総務部参与	岡村宏君
総務課長	舟木淳次君	情報管財課長	中村哲男君
企画課長	加藤俊之君	財政課長	鈴木光男君
保健福祉課長	松橋行雄君	保健福祉課主幹	古賀伸次君
住民生活課長	渡辺喜代則君	税務課長	会津靖朗君
農政林務課長	澤口浩幸君	商工観光課長	伊藤雅彦君
建設課長	山本善宏君	建設課参事	内野清一君
建設課主幹	斉藤隆雄君	水道課長	久保英之君
会計管理者	小野寺健君	保育課長	菊地隆君
丸瀬布総合支所長	小谷英充君	丸瀬布総合支所産業課長	増田眞一君
丸瀬布総合支所産業課主幹	只野博之君	白滝総合支所長	荒井正教君
白滝総合支所産業課長	加藤雅史君	教育長	河原英男君
教育部長	寒河江陽一君	教育部総務課長	大貫雅英君
社会教育課長	佐藤祐治君	教育部総務課参事	藤本陽一君
社会教育課参事	門脇和仁君	監査委員事務局長	伯谷和昭君
農業委員会事務局長	安江陽一郎君	選挙管理委員会事務局長	伯谷和昭君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	太田守君	事務局主幹	河本伸二君
庶務・議事担当係長	小玉美紀子君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成26年第6回遠軽町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（太田 守君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、17人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、新山教育委員長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成26年度例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第27までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、岩上議員、杉本議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成26年第6回遠軽町議会定例会の会期につきましては、12月4日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から12月11日までの3日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、12月10日午後5時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長長の報告のとおり、本日から12月11日までの3日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月11日までの3日間と決定いたしました。

なお、本日の会議時間は、議会改革の一環として開かれた議会を目指し、多くの町民の方々に傍聴していただきたく、あらかじめ時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成26年第6回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成26年第5回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、6月定例会に補正予算を計上して実施しましたプレミアム付商品券の発行事業について御報告いたします。

商品券の販売は、当初の計画より需要の動きが鈍く、計画どおり商品券が完売しなかったことから期間を延長したところ、10月中に完売となりましたので、町内消費の拡大による地域経済の活性化につながったものと思っております。

次に、遠軽青年会議所との災害時における協定の締結について御報告をいたします。

10月7日に、遠軽青年会議所と町との間で災害時及び防災活動に関する協力協定を締結いたしました。今後、大規模な災害が発生したときの活動補助や平常時の情報交換、防災訓練などの防災活動について、相互協力することを確認したところであります。

次に、丸瀬布小学校開校100周年記念事業について御報告いたします。

《平成26年12月9日》

11月16日に、協賛会主催による丸瀬布小学校開校100周年記念式典、祝賀会が挙行されました。丸瀬布小学校は、教育の重要性を訴える地域の方々の努力により、大正3年12月に天神山麓の西町に遠軽尋常小学校付属丸瀬布特別教授所として開校したもので、大正15年12月に現地域に移転をし、開校から今日まで5,900人余りの卒業生を輩出しております。式典、祝賀会には約200人が出席し、式典終了後には記念碑や修復を行った二宮尊徳像の除幕式が行われ、盛大にお祝いをしたところであります。100周年を契機に、丸瀬布小学校が長い歴史と伝統を継承し、次代を担う子どもたちの健全な育成の場として、なお一層飛躍されますようお願いいたします。

次に、教育委員会の移転について御報告いたします。

教育委員会が、改修工事を終えた旧遠軽法務総合庁舎に移転し、11月4日から業務を開始したところであります。これに伴いまして、今後、本庁舎においては、事務室の一部移転や会議室を設け、施設の有効活用と利便性の向上を図ってまいります。

次に、国及び関係機関等への要望活動について御報告いたします。

まず、自衛隊関係についてであります。10月15日に陸上自衛隊遠軽駐屯地存置期成会として、今後予定される現中期防衛力整備計画の見直しや次期中期防衛力整備計画の策定に際し、駐屯地の増強並びに存置について、遠軽駐屯地、第2師団司令部及び北部方面総監部、21日には国会議員、22日には防衛省に対し要望活動を行ってまいりました。また、11月11日には、北海道自衛隊駐屯地連絡協議会として、北海道における自衛隊体制強化について、防衛省、国会議員及び関係機関に対し要望活動を行ってまいりました。

次に、北海道合併市町連携会議についてであります。10月23日に市町村合併推進体制整備費補助金に係る財源の確保並びに広域・分散型といった特殊性を持つ北海道における行政運営の実態に即した地方交付税の算定について、総務省及び国会議員に対し要望活動を行ってまいりました。現在、総務省では、合併後10年間の特例期間終了後も地方交付税を上乗せする方向で検討を始めたとのことでありますので、今後の推移を見守りたいと存じます。

次に、道路整備関係についてであります。11月6日に遠軽北見道路促進期成会として、北海道及び北海道開発局、7日には関係省庁及び国会議員に道路予算の確保及び早期整備について、13日には高規格幹線道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会として、道路整備の計画的な促進について、国土交通省及び国会議員に対し要望活動を行ってまいりました。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

承認第1号専決処分承認を求めることについては、衆議院の解散による衆議院議員総選挙に伴い緊急に補正予算の必要が生じたため、平成26年度遠軽町一般会計補正予算(第3号)を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、

《平成26年12月9日》

議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の制定及び議案第3号遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町学校給食運営委員会条例の制定については、学校給食費の公会計化に伴い、学校給食の適正かつ円滑な運営を行うために必要な調査審議を行う附属機関を置くため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、一般職の職員及び企業職員の給与を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正については、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正については、学校給食費の公会計化に伴い、本条例を定めるものです。

議案第9号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第10号町道路線の認定については、開発行為及びえんがるロックバレースキー場の道路築造のため、町道路線を認定するものです。

議案第11号町道路線の廃止については、一般交通の用に供する必要がなくなったため、町道路線を廃止するものです。

議案第12号工事請負契約の締結については、平成26年度向遠軽開拓道路道路改良工事（国債）について、議会の議決を求めるものです。

議案第13号、議案第14号及び議案第15号指定管理者の指定については、白滝たい肥センター、白滝農林水産物直売・食材供給施設及び遠軽町総合体育館ほか18施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第16号平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）の主なものについて御説明をいたします。

歳入については、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、道支出金、寄附金及び繰入金を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に沿いまして目的の基金に積み立てをするものです。

《平成26年12月9日》

歳出については、職員の給与改定等に伴う人件費、教育委員会の移転に伴う本庁舎の改修及び備品購入等に係る経費、生活交通路線維持対策事業補助金の追加、電気料金の値上げに伴う生活安全灯電気料の追加、福祉暖房費助成事業に係る経費、療養給付費負担金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合負担金の追加、予防接種法の改正に伴う水痘ワクチンの定期接種に係る経費、エゾシカ囲いわな捕獲事業に係る経費、中体連全道大会の出場及び吹奏楽の全道、全国大会出場に伴う学校行事負担金の追加、学校給食費の公会計化に伴う経費、幼稚園就園奨励費の確定に伴う幼稚園就園奨励費補助金の追加、遠軽高等学校吹奏楽部の全国大会出場に伴う社会教育振興補助金に係る経費等を計上したところです。

議案第17号平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、職員の給与改定等に伴う人件費の精査、国民健康保険システム改修業務委託料、一般被保険者療養費保険者負担金の追加に係る経費等を計上したところです。

議案第18号平成26年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）については、職員の給与改定等に伴う人件費等を計上したところです。

議案第19号平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）については、職員の給与改定等に伴う人件費を計上したところです。

以上が、本議会に提出いたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 承認第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）について別紙のとおり専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決第5号。

専決処分書について御説明いたします。

平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）は、11月21日の衆議院解散により緊急に補正予算の必要が生じたため、平成26年11月21日付で専決処分を行ったものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

《平成26年12月9日》

平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,459万円を追加し、歳入歳出予算の総額を142億6,406万3,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、3項委託金に1,459万円追加し、総額を10億842万円としたものです。

これによりまして、歳入合計142億4,947万3,000円に1,459万円追加し、総額を142億6,406万3,000円としたものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、4項選挙費に1,459万円追加し、総額を31億9,317万3,000円としたものです。

これによりまして、歳出合計142億4,947万3,000円に1,459万円を追加し、総額を歳入歳出同額の142億6,406万3,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費4項選挙費4目衆議院議員選挙費、衆議院議員選挙一般事務費1,459万円につきましては、衆議院の解散に伴い、12月14日を投票日とする第47回衆議院議員総選挙の執行経費として報酬、職員手当等を計上するものであります。財源は、全額国庫支出金であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

14款国庫支出金3項委託金1目総務費委託金は、衆議院議員選挙費委託金であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、承認第1号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

《平成26年12月9日》

14款国庫支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 以上で、承認第1号の質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第5 議案第1号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長(舟木淳次君) 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰したく、議会の議決を求めるものであります。

遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、遠軽町福路2丁目4番地59、羽場正義様から、まちづくり振興資金といたしまして100万円の御寄附をいただきましたので、遠軽町表彰条例に基づき表彰したく、提案をするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号及び日程第7 議案第3号

○議長(前田篤秀君) 日程第6 議案第2号遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の制定について、日程第7 議案第3号遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、以上、2件は関連がありますので

一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 議案第2号遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例。

本条例は、3条の構成となっております。

第1条は、本条例の趣旨について定めるものでありまして、本条例は、介護保険法第115条の4第4項の規定に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めることを趣旨とするものであります。

第2条に本条例の基本方針に関して、第3条に職員に係る基準及び当該職員の員数に関して、それぞれ定めるものであります。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第3号遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを御説明いたします。

本条例は、議案第2号と同様に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

本条例は、第1章から第5章までの33条の構成となっております。

第1章、総則につきましては、2条の構成となっております。

第1条は、本条例の趣旨に関する規定でありまして、本条例は介護保険法第59条第1項第1号並びに第115条の2第1項及び第2項の規定に基づき指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めることを趣旨とするものであります。

第2条に、本条例の基本方針に関して定めるものであります。

第2章、人員に関する基準につきましては、2条の構成になっておりまして、第3条に従業員の員数に関して、第4条に管理者に関して、それぞれ定めています。

《平成26年12月9日》

第3章、運営に関する基準につきましては、25条の構成になっておりまして、第5条に内容及び手続の説明及び同意に関して、第6条に提供拒否の禁止に関して、第7条にサービス提供困難時の対応に関して、第8条に受給資格等の確認に関して、第9条に要支援認定の申請に係る援助に関して、第10条に身分を証する書類の携行に関して、第11条に利用料等の受領に関して、第12条に保険給付の請求のための証明書の交付に関して、第13条に指定介護予防支援の業務の委託に関して、第14条に法定代理受領サービスに係る報告に関して、第15条に利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付に関して、第16条に利用者に関する町への通知に関して、第17条に管理者の責務に関して、第18条に運営規程に関して、第19条に勤務体制の確保に関して、第20条に設備及び備品等に関して、第21条に従業員の健康管理に関して、第22条に掲示に関して、第23条に秘密保持に関して、第24条に広告に関して、第25条に介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等に関して、第26条に苦情処理に関して、第27条に事故発生時の対応に関して、第28条に会計の区分に関して、第29条に記録の整備に関して、それぞれ定めています。

第4章、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準につきましては、3条の構成になっておりまして、第30条に指定介護予防支援の基本取扱方針に関して、第31条に指定介護予防支援の具体的取扱方針に関して、第32条に介護予防支援の提供に当たった留意点に関して、それぞれ定めています。

第5章、基準該当介護予防支援に関する基準につきましては、第33条に準用に関して定めています。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

《平成26年12月9日》

お諮りいたします。

議案第2号遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の制定について、議案第3号遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、なお審査の必要があると思われますので、民生常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

◎日程第8 議案第4号及び日程第9 議案第8号

○議長(前田篤秀君) 日程第8 議案第4号遠軽町学校給食運営委員会条例の制定について、日程第9 議案第8号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について、以上2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

藤本教育部総務課参事。

○教育部総務課参事(藤本陽一君) 議案第4号遠軽町学校給食運営委員会条例の制定について御説明いたします。

学校給食費の公会計化に伴い、学校給食の適正かつ円滑な運営を行うために、必要な調査審議を行う附属機関を置くため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、本条例を別紙のように定めるものであります。

次に、別紙をごらんください。

遠軽町学校給食運営委員会条例。

第1条は設置でありまして、学校給食を適正かつ円滑に運営するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、遠軽町学校給食運営委員会を置くことを定めるものであります。

第2条は定義でありまして、用語の意義を定めるものであります。

第3条は所掌事務でありまして、委員会は教育委員会の諮問に応じ、1号から3号までの事項について調査審議することを定めるものであります。

第4条は定数でありまして、委員の定数は20人以内と定めるものであります。

第5条は組織でありまして、1号から4号までの者をもって組織することを定めるものであります。

第6条は委嘱でありまして、委員は教育委員会が委嘱することを定めているものであります。

第7条は任期でありまして、委員の任期を定めるものであります。

《平成26年12月9日》

第8条は委員長及び副委員長でありまして、1項は選出の方法、2項は委員長の職務、3項は副委員長の職務を定めるものであります。

第9条は会議でありまして、1項は会議の招集について、2項は会議の議長について、3項は会議の開催要件について、4項は会議の採決について定めるものであります。

第10条は庶務でありまして、遠軽町学校給食センターで処理することを定めるものであります。

第11条は委任でありまして、委員長が委員会に諮って定めることを規定したものであります。

附則として、条例は、平成27年4月1日から施行するということになっております。続きまして、議案第8号をお開きいただきたいと思います。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について御説明いたします。

学校給食費の公会計化に伴い、遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものであります。

次のページの別紙をお開きください。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を次のように改正する。

別紙を省略し、新旧対照表により説明をいたしますので、次のページの遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例新旧対照表をごらんください。

別表第1中、「第19項」を「第20項」とし、第18項の次に第19項として「遠軽町学校給食費の徴収に関する規則に規定する給食費」を加えるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。

質疑は各案件ごとに行います。

これより、議案第4号遠軽町学校給食運営委員会条例の制定についての質疑を行います。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） 2点だけお伺いしたいのですけれども、わからない部分もあるので、確認の意味も含めて。

それで、別紙のほうの第5条の中で、（2）の学校の児童又は生徒の保護者というのは、児童と生徒の違いというのは、児童というのは小学生、生徒というのは中学生という意味でよろしいのでしょうか。

もう一つは、同じく第5条の中で、（1）の学校の校長から（4）の公募による者までということで、委員を組織化するということになってはいますが、現時点で、その人員の割り振りなども含めて考えていらっしゃれば、参考までにお聞かせいただきたい

というように思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 藤本教育部総務課参事。

○教育部総務課参事（藤本陽一君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、一番目の質問にありました児童、生徒の言葉の捉え方ですけれども、児童については小学校、生徒につきましては中学校という捉え方でおります。

続きまして、2点目の質問にありました運営委員会の今時点での選出の考え方ということで質問があったと思われすけれども、考えているのは学校給食施設のある学校長と保護者の代表というふうに考えております。それと、生田原学校給食センター、丸瀬布学校給食センターにつきましては共同調理場ということになっております。そこで、その共同調理場のほうから給食の提供を受けている学校から代表校として1校、それからその代表校の保護者の代表ということで選出したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） それぞれの（1）から（4）の人数の割り振りみたいなやつは、20人以内の中で、今の時点ではまだ考えてはいないということですか。

○議長（前田篤秀君） 藤本教育部総務課参事。

○教育部総務課参事（藤本陽一君） 今考えているのは、学校給食施設のある学校ですけれども、今、遠軽地域で6校ありますので、その保護者の代表ということになりますので12名ということになります。それと、生田原と丸瀬布の給食センターからは二人ずつということで4名で16名、あと、そのほかに公募ですとか、それから識見者ということになりますので、その中で20人以内ということになろうかと思えます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第8号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号遠軽町学校給食運営委員会条例の制定について、議案第8号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正については、なお審査の必要があると思われしますので、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思えます。これに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

◎日程第10 議案第5号及び日程第11 議案第6号

○議長(前田篤秀君) 日程第10 議案第5号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、日程第11 議案第6号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について、以上2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長(舟木淳次君) 議案第5号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明いたします。

一般職の職員及び企業職員の給与を改定するため、遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

地方公務員の給与につきましては、地方公務員法に給与の決定に関する原則が定められており、本町の職員給与につきましても地方公務員法の規定に基づき決定をしてきたところであります。本年の給与改定に当たっても、国家公務員の給与改定状況及び総務省の給与改定通知等を考慮し、給与を改定するため、本条例を定めるものであります。

この条例につきましては、第1条から第4条まで及び附則の規定により一般職の職員の給与に関する条例及び遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の二つの条例を改正するものです。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

参考資料、新旧対照表をお開き願います。

なお、説明につきましては、主な内容と附則に規定しております適用年月日も合わせて説明いたしますので御了承を願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第1条関係)であります。第14条通勤手当につきましては、交通用具使用者に係る通勤手当として、使用距離の区分に応じ改定をするもので、第14条中、「4,100円」を「4,200円」に、「6,500円」を「7,100円」に、「8,900円」を「1万円」に、「1万1,300円」を「1万2,900円」に、「1万3,700円」を「1万5,800円」に、「1万6,100円」を「1万8,700円」に、「1万8,500円」を「2万

《平成26年12月9日》

1,600円」に、「2万900円」を「2万4,400円」に、「2万1,800円」を「2万6,200円」に、「2万2,700円」を「2万8,000円」に、「2万3,600円」を「2万9,800円」に、「2万4,500円」を「3万1,600円」に改めるものです。

改定は、平成26年4月からさかのぼって適用するものです。

次のページをごらんください。

第26条、勤勉手当につきましては、勤勉手当の支給率の改定でありまして、一般職の平成26年12月期に受ける勤勉手当の支給率につきまして、第26条第2項第1号中、「100分の67.5」を「100分の82.5」に改正し、年間支給率を「1.35月」から「1.5月」に引き上げるものです。

再任用職員につきましては、第26条中第2項第2号中、「100分の32.5」を「100分の37.5」に改正し、年間支給率を「0.65月」から「0.7月」に引き上げるものです。

改定は、いずれも平成26年12月からさかのぼって適用するものです。

別表、第4条関係。

一般職給料表につきましては、給料月額の改定に伴う一般職給料表の改正であり、改定率は0.3%で、世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いて参考資料のとおり改定をするものです。

改定は、平成26年4月からさかのぼって適用するものです。

6ページをごらんください。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）。

第22条、管理職員特別勤務手当につきましては、一般職の職員の管理職員特別勤務手当の改正であり、災害への対処等臨時緊急の必要によりやむを得ず平日の深夜午前0時から午前5時までの間に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲の額で支給できるように改正するもので、第22条第1項中、年末年始の休日等「（次項において「週休日等」という。）」を加え、第1項の次に第2項として、「2、前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。」を加え、同条「第2項」を同条「第3項」と改め、同条同項中、「前項」を「前2項」に、同項ただし書き中、「同項」を「第1項」に改め、同条「第3項」を同条「第4項」と改め、同条同項中、「前2項」を「前3項」に改めるものです。

改定は、平成26年4月1日から実施するものです。

第26条、勤勉手当につきましては、一般職の勤勉手当の支給率の改定でありまして、平成26年度以降の勤勉手当の支給率につきまして、第26条第2項第1号中、「100

分の82.5」を「100分の75」に改正するものです。

再任用職員の平成27年度以降の勤勉手当の支給率につきましては、「100分の37.5」から「100分の35」に改正するものです。

附則第14項につきましては、55歳を超える職員で5級以上の職員に対する減額支給措置の廃止であり、第14条中、「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改めるものです。

別表、第4条関係。

一般職給料表につきましては、給料月額の変更に伴う一般職給料表の改正であり、給与制度の総合的見直しによる給与改定でありまして、改定率は平均2%の引き下げで、3級以上の高位号俸は50歳代後半層における官民の起用差を考慮して、最大4%引き下げするものであり、参考資料のとおり改定をするものです。

改定は、平成27年10月1日から実施をするものです。

附則として、給料の見直しに伴い、平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、当分の間経過措置として、その差額を支給する規定を設けておりません。

次に、11ページをごらんください。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）。

附則第7項につきましては、平成19年4月1日実施の経過措置額の支給を平成27年3月31日をもって廃止するものでありまして、附則第7項中、にはの次に「平成27年3月31日までの間」を加えるものであります。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する新旧対照表（第4条関係）。

第14条、管理職員特別勤務手当の改定については、企業職員の管理職員特別勤務手当についても一般職の職員と同様に改正をするものです。

改定は、平成27年4月1日から実施をするものです。

別紙に戻りまして、附則1項から2項については施行期日等について、第3項は適用日前の異動者の号俸の調整について、第4項は給与の内払について、第5項は切替日前の異動者の号俸の調整について、第6項から第8項は給料の切替に伴う経過措置について、第9項から第10項は平成27年4月1日における号俸の調整について、第11項は規則への委任であります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

次に、議案第6号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について御説明いたします。

国家公務員の給与改定に鑑み、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当を改定するため、遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を定

《平成26年12月9日》

めるものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例。

この条例につきましては、第1条から第6条まで及び附則の規定により遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、遠軽町長及び副町長の給与に関する条例、遠軽町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の三つの条例を改正するものです。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

説明につきましては、主な内容と適用月日も合わせて説明をいたします。

参考資料、新旧対照表をお開き願います。

1ページにつきましては議会議員の期末手当、2ページにつきましては町長、副町長の期末手当、3ページにつきましては教育長の期末手当の支給割合の改正であります。

改正の内容につきましては、議会議員、町長、副町長、教育長同様でありまして、上段の部分につきましては、本年の期末手当の改正で、12月に支給する期末手当の支給割合「100分の205」を「100分の220」に、下段の部分につきましては、来年以降の期末手当の改正で、6月に支給する期末手当の支給割合「100分の190」を「100分の197.5」に、12月に支給する期末手当の支給割合「100分の220」を「100分の212.5」に改正し、現行の年間支給割合「3.95月分」を「4.1月分」に引き上げるものです。

別紙に戻りまして、附則第1項から2項につきましては施行期日等につきまして、第3項目つきましては期末手当の内払についてであります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第5号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。

山田議員。

○6番（山田和夫君） 申し訳ありません。ここで言う第1条関係と第2条関係で、勤勉手当の額が、1条では現行よりも上乘せされていると。ところが、2条になりますと逆に減額をされているということになっておりまして、この1条と2条でなぜ増額になり、あるいは片方減額になるというのが、この辺の仕組みがよくわかりませんので、1条と2条の関係の仕組みについてお知らせをいただきたいのが一つでございます。

もう一つは、第2条の関係の中で、管理職員の特別勤務手当というのが6,000円、あるいは100分の150ということですから9,000円だというふうに思うのですが、計上されておりますが、これは確か上限として国の法律で6,000円、9,000円というのを支払ってもいいよという上限として決められている額だというふうに思うので

すが、これを無条件で6,000円、9,000円を該当させているというか、その金額を支払うということですから、6,000円以内あるいは9,000円以内だったらいいよということなのだと思うのですが、その上限をここで決めているという理由ですね、そこについてお知らせをいただきたいと思いますが。

○議長（前田篤秀君） 舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 山田議員の質問にお答えします。

期末手当の部分であります。100分の67.5を100分の82.5に変えるということにつきましては、今年度の勤勉手当の改定であります。年間の勤勉手当の支給額を1.35月を1.5月に改めるために12月期分で調整したため、今年については67.5を82.5に改めるというものです。来年度以降の期末手当につきましては、6月期と12月期に分けて勤勉手当を支給し、1.5月とするため100分の75を6月期、12月期それぞれに支給をし、年間の勤勉手当を1.5月にするというものであります。

続いて、管理職の特別勤務手当であります。国の管理職の勤勉手当の役職等を勘案して、本町におきましても規則において6,000円以内ということで定めるということでもあります。国の管理職の役職の部分と勘案をして定めるということですので、御了承いただきたいと思いますが。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

《平成26年12月9日》

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。11時15分まで。

午前10時58分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第7号遠軽町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡辺民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第7号遠軽町国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略しまして、次のページの参考資料、新旧対照表によりまして御説明いたしますので、新旧対照表をごらんください。

遠軽町国民健康保険条例につきましては、第4条中、「39万円」を「40万4,000円」に改めるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則としまして、第1項、この条例は、平成27年1月1日から施行する。第2項、この条例は、施行の日前に出産した被保険者に係る遠軽町国民健康保険条例第4条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上で、説明を終わります

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第9号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 議案第9号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明いたします。

本条例は、さきの議案第2号及び第3号と同様に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料、遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（抜粋）新旧対照表をお開き願います。

第1条中、第115条の12第2項第1号の次に「、第115条の22第2項第1号」を加え、第4条の次に「（指定介護予防支援事業の申請者の資格）」として、「第5条、法第115条の22第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人である者とする。」を加えるものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成26年12月9日》

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第10号町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山本建設課長。

○建設課長（山本善宏君） 議案第10号町道路線の認定について御説明いたします。

道路法第8条第2項の規定により、開発行為及びえんがるロックバレースキー場の道路築造のため、町道路線の認定について議会の議決を求めるものです。

認定する町道の路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地、幅員、延長につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、町道路線の認定・廃止に関する資料により御説明いたします。

1 ページをごらん願います。

町道認定路線位置図でございまして、南町4丁目南小学校前の開発行為により新たに築造されました道路を町道として認定するもので、黒色太線が対象路線であり、丸印が起点、矢印末端が終点でございます。図面中、路線番号B-165、南小前1号通及びB-166、南小前2号通、B-167、南小前1条通が認定に係る路線でございます。

2 ページは、その詳細図で、図面上段が開発行為前の地番図、下段が開発行為後の地番図でございます。

路線番号B-165は南小前1号通で、起点南町4丁目2番206地先から終点南町4丁目2番203地先まで、延長76メートル、幅員8.0から17.6メートルでございます。

路線番号B-166は南小前2号通で、起点南町4丁目2番198地先から終点南町4丁目2番195地先まで、延長76メートル、幅員8.0から17.6メートルでございます。

路線番号B-167は南小前1条通で、起点南町4丁目2番190地先から終点南町4丁目2番183地先まで、延長149メートル、幅員8.0から17.6メートルでございます。

次に3ページをごらん願います。

町道認定路線位置図でありまして、えんがるロックバレースキー場の道路築造のため町道路線を認定するものでございます。図面中央、F-42、豊里六郷通が認定に係る路線でございます。

4 ページは詳細図でありまして、路線番号F-42は豊里六郷通で、起点豊里538番3地先から終点野上159番1地先まで、延長540メートル、幅員9.0から29.2メートルでございます。

《平成26年12月9日》

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終わります。
これより、議案第10号町道路線の認定についてを採決いたします。
本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第11号町道路線の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山本建設課長。

○建設課長（山本善宏君） 議案第11号町道路線の廃止について御説明いたします。
一般交通の用に供する必要がなくなったため廃止するもので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

町道路線の廃止に関する資料により御説明いたします。

5ページは、町道廃止路線位置図でありまして、図面中央、太線矢印で示しました路線を一般交通の用に供する必要がなくなったため廃止するものでございます。

6ページの詳細図をごらん願います。

廃止する町道は、丸瀬布新町の路線番号62、路線名武利線、起点丸瀬布新町457番3地先、終点丸瀬布武利9番3地先まで延長1,132メートル、幅員8.0から28.0メートルでございます。

以上で終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終わります。
これより、議案第11号町道路線の廃止についてを採決いたします。
本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 6 議案第 1 2 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 1 6 議案第 1 2 号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第 1 2 号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成 2 6 年度向遠軽開拓道路道路改良工事（国債）であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は 7, 6 1 4 万円であります。

契約の相手方は、紋別郡湧別町中湧別南町 9 2 9 番地の 1、株式会社渡辺組、代表取締役渡辺博行であります。

この工事につきましては、1 1 月 2 5 日、株式会社管野組ほか 6 社により指名競争入札を行い、株式会社渡辺組が 7, 6 1 4 万円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表 4 7 番に記載をしておりますので御参照願います。

株式会社渡辺組とは、同日仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 1 2 号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 7 議案第 1 3 号から日程 2 3 議案第 1 9 号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第 1 7 議案第 1 3 号指定管理者の指定について、日程第 1 8 議案第 1 4 号指定管理者の指定について、日程第 1 9 議案第 1 5 号指定管理者の指定について、日程第 2 0 議案第 1 6 号平成 2 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 4

号)、日程第21 議案第17号平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第22 議案第18号平成26年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)、日程第23 議案第19号平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第3号)、以上議案7件は関連がありますので一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長(中村哲男君) 議案第13号指定管理者の指定について御説明をいたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設白滝たい肥センターの指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、白滝たい肥センターであります。

指定管理者は、遠軽町東白滝246番地、白滝堆肥化利用組合、組合長早川剛司であります。

指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でありません。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は、記載のとおりであります。

業務につきましては、ア、たい肥センターの維持管理に関する業務。イ、たい肥センターの使用許可に関する業務。ウ、たい肥センターの使用許可に係る料金の徴収に関する業務。エ、前各号に掲げるもののほか、町長が施設の管理運営上必要と認める業務であります。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料は、ありません。

選定に当たりましては、11月27日、指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書を審査しております。

選定結果の非公募とした理由であります。白滝たい肥センターは、家畜排せつ物の適正管理及び有効利用を目的とした施設であるため、施設の設置目的から見て地域の畜産農家等を構成員とする団体等が指定管理者となるのが最も適当であり、公募によらないことと判断したものであります。

選定の理由として、申請者から提出された申請書の内容について審査した結果、白滝たい肥センターの設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、環境との調和のとれた土づくりを進め、安全で良質な農産物の生産が可能な具体的で確実な計画となっており、施設の適正な管理運営が可能であると判断したものです。また、これまでの指定管理実績を生かしながら管理を安定して行う能力と組織体制を備えている点も評価されたため、白滝堆肥化利用組合を指定管理者の候補者に選定したものであります。

《平成26年12月9日》

協定につきましては、指定の議決後に提出された申請書をもとに施設管理に係る細目的事項を協議し、協定を締結することとしております。

続きまして、議案第14号指定管理者の指定について御説明をいたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設、白滝農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、白滝農林水産物直売・食材供給施設であります。

指定管理者は、遠軽町白滝839番地、株式会社矢木組、代表取締役矢木優であります。

指定の期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間であります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は、記載のとおりであります。

業務につきましては、ア、施設の維持管理に関する業務。イ、施設の運営に関する業務。ウ、施設の使用許可に関する業務。エ、施設の使用許可に係る料金の徴収に関する業務。オ、前各号に掲げるもののほか、町長が施設の管理運営上必要と認める業務であります。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料は465万3,000円、毎年度155万1,000円であります。

選定に当たりましては、本施設の指定管理者の公募に申請のあった1法人について、1月27日、指定管理者選定委員会を開催し、審査をしております。

選定結果につきましては、申請者から提出された申請書及び事業計画の内容について審査した結果、当該申請者は本施設を管理している白滝農畜産物販売振興会の構成団体として事業運営に参画している経験を生かし、本施設の適正な管理運営が可能であると判断したものであります。また、当該申請者は、地域の各種活動に積極的に参加支援をしており、地域との共存共栄も期待できることから、株式会社矢木組を指定管理者の候補者として選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に提出された申請書をもとに施設管理に係る細目的事項を協議し、協定を締結することとしております。

続きまして、議案第15号指定管理者の指定について御説明をいたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設、社会体育施設19施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、遠軽町総合体育館、東体育館、社名淵体育館、豊里体育館、遠軽町武道館、えんがる温水プール、遠軽コミュニティセンター、瀬戸瀬コミュニティセンター、えんがる高齢者スポーツセンター、遠軽町青少年会館、えんがる球場、えんがる東球場、えんがるソフトボール球場、えんがる湧別川球技場、えんがる多目的広場、えんが

る湧別川多目的広場、えんがるテニスコート、えんがるパークゴルフ場、瀬戸瀬パークゴルフ場であります。

指定管理者は、遠軽町西町1丁目2番地、特定非営利活動法人遠軽町体育協会、会長吉川紘であります。

指定の期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間であります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は、記載のとおりであります。

業務につきましては、ア、体育館、体育施設、コミュニティセンター及び青少年会館の維持管理に関する業務。イ、体育館、体育施設、コミュニティセンター及び青少年会館の運営に関する業務。ウ、体育館、体育施設、コミュニティセンター及び青少年会館の使用の許可に関する業務。エ、体育館、体育施設、コミュニティセンター及び青少年会館の使用の許可に係る料金の徴収に関する業務。オ、体育及びレクリエーション活動の普及振興に関する業務。カ、その他、教育委員会が体育館、体育施設、コミュニティセンター及び青少年会館の管理上必要と認める業務であります。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料は、4億2,186万2,000円で、平成27年度1億4,142万4,000円、平成28年度1億4,030万2,000円、平成29年度1億4,013万6,000円であります。

選定に当たりましては、11月27日、指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書を審査しております。

選定結果の非公募とした理由であります。遠軽町体育協会は、日常的に社会体育施設を利用し、町民が利用しやすい施設づくりを目指すために必要な施設の状況を充分把握している。また、従前からスポーツの振興に積極的に取り組んでおり、社会体育施設の設置目的を最大限に生かすことができると考えている。さらに、非営利活動法人であることにおいても、教育施設である社会体育施設の管理運営を委任するにふさわしいこと及び現在までの指定管理者としての実績から、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由として、申請者から提出された申請書の内容について審査の結果、遠軽町社会体育施設の設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、遠軽町社会体育施設の安定的な運営及び的確な管理を行うための計画が確実で具体的な内容となっており、施設の適正な管理運営が可能であると評価されました。また、これまでの指定管理実績を生かしながら、管理を安定して行う能力と組織体制を備えている点も評価されたため、特定非営利活動法人遠軽町体育協会を指定管理者の候補者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に提出された申請書をもとに施設管理に係る細目的

事項を協議し、協定を締結することとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 議案第16号平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,135万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億5,542万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

債務負担行為の補正につきましては、「第2表債務負担行為補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

10款地方交付税につきましては、1項地方交付税に6,259万9,000円追加し、総額を73億8,524万円とするものです。

12款分担金及び負担金につきましては、1項負担金に627万7,000円追加し、総額を1億4,831万9,000円とするものです。

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に100万6,000円追加し、総額を10億942万6,000円とするものです。

15款道支出金につきましては、2項道補助金に200万9,000円追加し、総額を5億2,475万9,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に770万3,000円追加し、総額を2,097万3,000円とするものです。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金に1,176万4,000円追加し、総額を8億874万2,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計142億6,406万3,000円に9,135万8,000円を追加し、総額を143億5,542万1,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款議会費につきましては、1項議会費に62万円追加し、総額を9,333万1,000円とするものです。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に4,345万8,000円追加、4項選挙費を143万2,000円減額し、総額を32億3,519万9,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に2,604万8,000円追加、2項児童

《平成26年12月9日》

福祉費に343万3,000円追加し、総額を26億5,907万9,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に372万3,000円追加し、総額を13億7,226万5,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に20万円追加、2項林業費に353万8,000円追加し、総額を3億1,998万円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に478万8,000円追加、4項学校給食費に135万9,000円追加、5項幼稚園費に402万3,000円追加、6項社会教育費に80万円追加、7項保健体育費に80万円追加し、総額を11億2,684万9,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計142億6,406万3,000円に9,135万8,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の143億5,542万1,000円とするものです。

次に、3ページ、第2表、債務負担行為補正について御説明いたします。

1、追加は、新たに事業を追加するものです。

平成26年度新規就農者農地賃借料助成金につきましては、生田原八重地区での新規就農に係る農地賃借料を助成するものです。期間を平成26年度から平成35年度とし、総額200万円のうち今補正予算で計上する20万円を除き、限度額を180万円とするものであります。

二つ目の指定管理者制度による白滝農林水産物直売・食材供給施設管理費用につきましては、道の駅しらたきに係る指定管理費用でありまして、期間を平成26年度から平成29年度とし、限度額を465万3,000円とするものであります。

なお、予算の計上は、平成27年度からとなります。

三つ目の指定管理者制度による社会体育施設管理費用につきましては、遠軽町総合体育館ほか18施設に係る指定管理費用でありまして、期間を平成26年度から平成29年度とし、限度額を4億2,186万2,000円とするものであります。

なお、予算の計上は、平成27年度からとなります。

2、変更。

知事及び道議会議員選挙ポスター掲示場設置・撤去工事は、工事費の上昇により限度額424万7,000円を483万7,000円に変更するものであります。

なお、参照資料として35ページに債務負担行為に関する調書を記載してありますので、お目通し願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、歳出から御説明いたします。

9ページをお開き願います。

3、歳出。

1款議会費1項議会費1目議会費、議員報酬及び期末手当等62万円につきましては、

《平成26年12月9日》

議会議員の期末手当の改定に伴う追加であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、1、特別職人件費25万円につきましては、特別職の期末手当の改定に伴う追加であります。2、職員人件費2,538万4,000円につきましては、給与改定並びに人事異動等による給料の減額及び職員手当等の追加であります。

5目財産管理費、1、本庁舎管理事業617万7,000円につきましては、教育委員会の移転に伴い、これまで同委員会が使っていた場所に商工観光課等が移動し、空いたスペースを会議室として整備するための費用であります。清掃業務委託料は、3階の旧教育委員会、商工観光課等廊下のフロア一洗浄に係る不足額の追加。会議室可動式間仕切り設置工事は、会議室として使用する現商工観光課等の執務室に可動式の間仕切りを設置し、二部屋としても使えるようにするものです。備品購入費は、会議用テーブル、椅子、椅子収納用台車、会議案内板、コートハンガー、ホワイトボードの購入に係る追加であります。新設する会議室のほか3階にある大会議室、中会議室のテーブル、椅子も合わせて入れ替えを行うものです。2、ラジオ聴取環境整備事業3万円につきましては、電気料金値上げに伴うえんがるラジオ中継局に係る光熱水費の追加であります。

8目交通対策費、バス路線事業50万5,000円につきましては、町内循環線及び清里線の燃料費の高騰に伴う運行経費の増額による追加であります。

10目自治振興費、生活安全灯維持事業340万9,000円につきましては、電気料金値上げ及び修繕料の不足に伴う追加であります。光熱水費は、4地区の生活安全灯に係る電気料金。修繕料は、生活安全灯の電球切れ交換などの補修であります。

15目基金運営費、基金運営事業770万3,000円につきましては、まちづくり振興基金積立金の追加であり、指定寄附金12件、364万円、ふるさと納税寄附金597件、406万3,000円によるものです。

4項選挙費2目農業委員会委員選挙費、農業委員会委員選挙一般事務費143万2,000円の減額につきましては、農業委員会委員選挙に係る執行精査であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、1、福祉暖房費助成事業2,378万3,000円につきましては、灯油価格の高止まり及び電気料金の引き上げにより冬期間の生活に深刻な影響を受ける所得の低い高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯の負担軽減を図るため、現金1万円を支給するものです。3行目の臨時職員賃金は1名を3か月分、通信運搬費は申請手続の案内文と決定通知書の郵送料、手数料は助成金の銀行振り込み手数料、福祉暖房費助成金は1世帯当たり1万円を2,270世帯分計上するものであります。2、国民健康保険事業1,024万9,000円の減額は、国民健康保険特別会計の補正に伴うものです。3、後期高齢者医療事業1,251万4,000円の追加は、後期高齢者医療特別会計の補正に伴うものです。

2項児童福祉費5目保育所費、保育所運営事業343万3,000円につきましては、職員の産前産後休暇及び安国保育所へのゼロ歳児入所申請に伴う嘱託職員2名分に係る費

用のほか、入所児童数の増加に伴う賄材料費等の追加であります。嘱託職員報酬は2名合わせて7か月分、費用弁償は嘱託職員の通勤手当、修繕料は今後見込まれる各保育所の修繕で、賄材料費は給食の材料代等であります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、地域医療対策事業16万2,000円につきましては、遠軽厚生病院が実施している夜間・休日における小児救急患者への診療体制に対する小児救急医療支援事業補助金の追加であります。

3目予防費、予防接種事業301万9,000円につきましては、水痘のワクチンが本年10月1日より予防接種法の定期接種に追加されたことに伴う追加であります。予防接種医報酬は、平成26年度限りの経過措置として実施される生後36か月から59か月児の集団接種に係る医師への報酬。医薬材料費は、経過措置として実施される集団接種に係る水痘のワクチン代。予防接種委託料は、今後毎年度実施される生後12か月から35か月児に対する病院での個別接種委託料であります。

4目環境衛生費、上水道事業の推進9万5,000円の追加は、水道事業会計の補正に伴うものです。

5目診療所費、医科診療所運営事業44万7,000円につきましては、生田原診療所の平成25年度下半期、平成26年度上半期の運営費が確定したことによる診療所運営費補助金の追加であります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、担い手対策事業20万円につきましては、債務負担行為で補正しました新規就農者農地賃借料助成金に係る追加でありまして、生田原八重地区での新規就農に係る農地賃借料に対し、上限額の20万円を助成するものであります。

2項林業費1目林業振興費、有害鳥獣駆除事業353万8,000円につきましては、冬期間におけるエゾシカ捕獲を推進するため、昨年度、丸瀬布平和山公園隣接地に設置した囲いわなを改良、補修するものです。財源は、道支出金190万円であります。4行目の修繕料は、昨年度製作した囲いわな、追い込みボックス等の改良、修繕に係る追加。7行目の原材料費は、囲いわな製作用のコンパネ、遮光シートなどの資材代。備品購入費は、遠隔監視装置、移動式囲いわな、運搬ボックス、鹿模型等の購入に係る追加であります。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費478万8,000円につきましては学校行事負担金でありまして、中体連全道大会のほか、大阪市で開催されました全日本マーチングコンテストに遠軽中学校が、前橋市で開催されました東日本学校吹奏楽大会に南小学校が出演、これらに伴う追加であります。

4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食管理一般経費135万9,000円につきましては、平成27年度から学校給食費を公会計化することに伴う費用であります。印刷製本費は、口座振り替え依頼書の印刷に係る追加。給食費徴収管理システム導入業務委託料は、給食費の収納管理及び口座振り替えのデータ作成などであります。

《平成26年12月9日》

5項幼稚園費1目幼稚園費、幼稚園就園奨励事業402万3,000円につきましては、対象園児の所得階層区分の変動による幼稚園就園奨励費補助金の追加であり、財源は国庫支出金100万6,000円であります。

6項社会教育費1目社会教育総務費、社会教育各種大会参加費補助事業80万円につきましては、大阪府で開催されました全日本マーチングコンテストに遠軽高校吹奏楽局が出場したことにより、社会教育振興補助金に不足が生じるため追加するものであります。

7項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育各種大会参加費補助事業80万円につきましては、各種大会への出場数増加により、社会体育振興補助金に不足が見込まれることから追加するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページをお開き願います。

2、歳入。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税6,259万9,000円につきましては、普通交付税の追加であります。

12款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金626万5,000円につきましては、保育所保育料の追加であり、入所児童数の増によるものです。

2目衛生費負担金1万2,000円につきましては、小児救急医療支援事業負担金の追加であり、補助金の増額に伴う湧別町負担分の増によるものです。

14款国庫支出金2項国庫補助金5目教育費国庫補助金100万6,000円につきましては、幼稚園就園奨励費補助金の追加であり、対象園児の階層区分の変動によるものであります。

15款道支出金2項道補助金3目衛生費道補助金10万9,000円につきましては、小児救急医療支援事業補助金の追加であり、遠軽厚生病院が実施している小児救急患者への診療日数の増加によるものであります。

4目農林水産業費道補助金、1、地域づくり総合交付金70万円につきましては、エゾシカの捕獲目標頭数に対する補助であります。2、エゾシカ森林被害防止強化対策事業補助金120万円につきましては、エゾシカ囲いわなの実施に係る補助であります。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金364万円の追加につきましては、まちづくり振興資金として、福路2丁目、羽場正義様から100万円、学田1丁目、松村隆一様から10万円、1条通南1丁目、青木孝之様から10万円。社会福祉振興資金として、2条通北6丁目、植村紀一様から10万円、湯の里、服部行夫様から5万円、遠軽ライオンズクラブ様から10万円、リズムダンスレディース様から3万円。福祉センター建てかえ資金として、岩見通北4丁目、笠松恭子様から100万円、大通北2丁目、浅野愛子様から100万円、大通南1丁目、出口俊夫様から10万円。スポーツ振興資金として、生田原、鎌田陽子様から3万円、遠軽軟式野球連盟様から3万円。

次に、3目ふるさと納税寄附金406万3,000円の追加につきましては、千葉県市

原市、佐藤健一様ほか596名の方からによるものです。

以上、いただきました寄附金については、寄附者の御意思に沿いまして予算措置をしたところ です。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1,176万4,000円につきましては、財政調整基金繰入金の追加であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 昼食のため、午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第17号平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ671万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額を25億5,961万6,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に92万6,000円追加、2項国庫補助金に25万9,000円追加し、総額を5億5,806万6,000円とするものです。

4款療養給付費交付金につきましては、1項療養給付費交付金に31万円追加し、総額を7,761万7,000円とするものです。

6款道支出金につきましては、2項道補助金に25万9,000円追加し、総額を1億4,957万3,000円とするものです。

9款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を1,024万9,000円減額し、総額を3億4,065万1,000円とするものです。

10款繰越金につきましては、1項繰越金に177万8,000円追加し、総額を393万9,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計25億6,633万3,000円から671万7,000円を減額し、総額を25億5,961万6,000円とするものです。

2ページをお開き願います。

次に、歳出について御説明いたします。

《平成26年12月9日》

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費を 9 9 2 万 5, 0 0 0 円減額し、総額を 4, 5 0 5 万 8, 0 0 0 円とするものです。

2 款保険給付費につきましては、1 項療養諸費に 3 0 7 万 7, 0 0 0 円追加し、総額を 1 7 億 7, 2 7 9 万 4, 0 0 0 円とするものです。

3 款後期高齢者支援金等につきましては、1 項後期高齢者支援金等に 1 1 万 3, 0 0 0 円追加し、総額を 2 億 9, 3 5 9 万 1, 0 0 0 円とするものです。

4 款前期高齢者納付金等につきましては、1 項前期高齢者納付金等に 1 万 8, 0 0 0 円追加し、総額を 2 2 万 8, 0 0 0 円とするものです。

これによりまして、歳出合計 2 5 億 6, 6 3 3 万 3, 0 0 0 円から 6 7 1 万 7, 0 0 0 円を減額し、総額を歳入歳出同額の 2 5 億 5, 9 6 1 万 6, 0 0 0 円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の 1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8 ページをお開き願います。

3、歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、職員人件費 1, 0 2 4 万 9, 0 0 0 円につきましては、給与改定及び人事異動等による給与及び職員手当等の減額です。一般管理費 3 2 万 4, 0 0 0 円につきましては、国民健康保険システム改修業務委託料の追加です。

2 款保健給付費 1 項療養諸費 3 目一般被保険者療養費、同療養費 2 7 6 万 7, 0 0 0 円につきましては、一般被保険者の療養給付費が増額しているための追加です。

同じく 2 款 1 項 4 目退職被保険者等療養費、同療養費 3 1 万円につきましては、退職被保険者の療養給付費が増加しているための追加です。

3 款後期高齢者支援金等 1 項後期高齢者支援金等 1 目後期高齢者支援金、同支援金 1 1 万 3, 0 0 0 円につきましては、制令により算定比率が変更したことに伴う追加です。

4 款前期高齢者納付金等 1 項前期高齢者納付金等 1 目前期高齢者納付金、同納付金 1 万 8, 0 0 0 円につきましては、制令により算定比率が変更されたことに伴う追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6 ページをお開き願います。

2、歳入。

3 款国庫支支出金 1 項国庫負担金 1 目療養給付費等負担金、療養給付費 8 8 万 5, 0 0 0 円、後期高齢者支援金 3 万 6, 0 0 0 円、前期高齢者納付金 5, 0 0 0 円につきましては、療養給付費の増額が見込まれるための各負担金の追加であります。

同じく 3 款 2 項国庫補助金 1 目財政調整交付金、普通調整 2 0 万 2, 0 0 0 円、特別調整 5 万 7, 0 0 0 円につきましては、医療給付費の増額が見込まれるための各交付金の追加であります。

4 款療養給付費交付金 1 項療養給付費交付金 1 目療養給付費交付金、同交付金 3 1 万円

《平成 2 6 年 1 2 月 9 日》

につきましては、医療給付費の増額が見込まれるための交付金の追加であります。

6款道支出金2項道補助金1目財政調整交付金、普通調整17万3,000円、特別調整8万6,000円につきましては、療養給付費の増額が見込まれるための各交付金の追加であります。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、その他一般会計繰入金1,024万9,000円につきましては、給与改定及び人事異動等による給与及び職員手当等の減額によるものです。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金177万8,000円につきましては、前年度繰越金の精査による追加であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 議案第18号平成26年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成26年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）は、給与改定による職員の人件費等の補正及び人事異動に伴う嘱託職員の報酬等を追加するものであります。

遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）の第2条は、平成26年度遠軽町水道事業会計予算第3条で定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入につきましては、第1款水道事業収益第1項営業収益に9万5,000円を追加し、総額を5億6,774万3,000円とするものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用第1項営業費用に507万4,000円を追加し、総額を5億1,206万円とするものです。

第3条は、予算第7条中に定めた議会の議決を経て充用できる経費「9,434万4,000円」を「9,650万9,000円」に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1ページは実施計画、2ページから3ページは予定貸借対照表、4ページはキャッシュフロー計算書でありまして、説明は省略させていただきます。

5ページをごらん願います。

補正予算（第1号）明細について御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款水道事業収益1項営業収益2目他会計負担金9万5,000円の追加は一般会計繰入金でありまして、一般会計負担金を追加するものです。

6ページをごらん願います。

支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費364万8,000円の追加は人件費の補正でありまして、手当、賞与引当金繰入額、報酬及び法定福利費等を追加するものです。

2目配水及び給水費に65万6,000円の追加、3目総係費に77万円の追加につき

《平成26年12月9日》

ましては、1目と同様に人件費の補正であります。

続きまして、議案第19号平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）は、給与の改定による職員の人件費を補正するものであります。

遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）の第2条は、平成26年度遠軽町下水道事業会計予算の第3条で定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入につきましては、額の変更はありません。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用50万3,000円を減額し、総額を9億4,179万7,000円とするものです。

第3条は、予算第8条中に定めた議会の議決を経て充用できる経費「5,891万円」を「5,849万7,000円」に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1ページは実施計画、2ページから3ページは予定貸借対照表、4ページはキャッシュフロー計算書でありまして、説明は省略させていただきます。

5ページをごらん願います。

補正予算（第3号）明細について御説明いたします。

収益的収入及び支出の支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費78万7,000円の追加は人件費の補正でありまして、手当、賞与引当金繰入額及び法定福利費等を追加するものです。

2目処理場費に9万7,000円の追加、3目総係費の138万7,000円の減額につきましては、1目同様に人件費の補正であります。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案7件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第13号指定管理者の指定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号指定管理者の指定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号指定管理者の指定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款議会費、9ページから10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 2款総務費、11ページから14ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、15ページから18ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款衛生費、19ページから20ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6款農林水産業費、21ページから24ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款教育費、25ページから34ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

10款地方交付税、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 12款分担金及び負担金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 14款国庫支出金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 15款道支出金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 17款寄附金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 18款繰入金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、債務負担行為補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、

歳出より各款ごとに行います。

1 款総務費、8 ページから 9 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 2 款保険給付費、10 ページから 11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 3 款後期高齢者支援金等、12 ページから 13 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 4 款前期高齢者納付金等、14 ページから 15 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

3 款国庫支出金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 4 款療養給付費交付金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6 款道支出金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 9 款繰入金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 10 款繰越金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 17 号の質疑を終わります。

次に、議案第 18 号平成 26 年度遠軽町水道事業会計補正予算(第 1 号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定貸借対照表、予定キャッシュフロー計算書を省略し、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5 ページから 6 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 18 号の質疑を終わります。

次に、議案第 19 号平成 26 年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第 3 号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定貸借対照表、予定キャッシュフロー計算書を省略し、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

《平成 26 年 12 月 9 日》

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第19号の質疑を終わります。

以上で、議案7件の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案7件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第13号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成26年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

《平成26年12月9日》

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第3号から日程第26 議案第5号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第24 議案第3号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第25 議案第4号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第26 議案第5号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、以上3件は関連がありますので一括して議題といたします。

平成26年第5回定例会において付託いたしました民生常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

阿部民生常任委員長。

○10番（阿部君枝君） ー登壇ー

民生常任委員会付託案件に係る委員長報告。

平成26年第5回遠軽町議会定例会におきまして、民生常任委員会に付託されました議案第3号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告します。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法の制定に伴い必要な事項を定めるものです。本委員会としては、委員会審査を平成26年10月22日、29日及び11月12日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

なお、9月議会において質疑のありました第27条の秘密保持等の範囲で、職員に加え管理者も入れるべきとの御指摘については、委員会においても管理者を入れるべきとの観点から審議を行いました。担当課において道に照会した結果、第2項の職員には管理者も含まれるとの解釈の見解が出されましたので、国の定めた従うべき基準に該当する条項でもありますので、提案どおりとしたものです。

次に、議案第4号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告します。

本条例につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い必要な事項を定めるものです。本委員会としては、委員会審査を平成26年10月22日、29日及び11月12日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

《平成26年12月9日》

次に、議案第5号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告します。

本条例につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い必要な事項を定めるものです。本委員会としては、委員会審査を平成26年10月22日、29日及び11月12日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上で、民生常任委員会に付託されました議案3件の報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第3号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成26年12月9日》

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

冒頭お諮りしました時間延長により、夜間議会を実施するため、午後6時まで暫時休憩といたします。

午後 1時28分 休憩

午後 6時00分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

傍聴の皆様におかれましては、師走を迎え何かとお忙しい中、また足元の悪い中、議場にお越しいただき誠にありがとうございます。

今晚は、議会改革の一環とし、開かれた議会を目指し多くの町民の方に傍聴をしていただきたく、冒頭お諮りしました時間延長によりただいまから夜間議会を開催します。

◎日程第27 一般質問

○議長(前田篤秀君) 日程第27 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内とし、一問一答により行います。

通告の順により、発言を許します。

通告1番、山田議員。

○6番(山田和夫君) ー登壇ー

私のほうから、3項目4点にわたって御提案なり御質問をさせていただきたい、このように思います。

まず1点目の観光産業の振興について御提案を申し上げたいというふうに思っております。

高規格幹線道路旭川・紋別自動車道が整備をされてまいりまして、今現在丸瀬布インターに接続をしております。また、合わせまして丸瀬布インターから瀬戸瀬インター間の開設時期も2年後ということを目の前に迫ってきております。この瀬戸瀬インターの開設に伴いまして、遠軽町の課題になってまいりますが、丸瀬布インターをただの通過点にさせるのではなくて、いかに丸瀬布インターで降りてもらい、立ち寄ってもらいインターにするかということだというふうには実は考えているところでございます。

《平成26年12月9日》

私は、4年前の9月議会でも、一般質問の中で丸瀬布いこいの森、森林鉄道を活用した観光事業の振興について御提案をさせていただきました。もう、あれから4年を経過いたしております。

実は、本年11月、私の所属いたします議会の経済常任委員会の一員といたしまして道外行政調査に参加をさせていただきました。大分県九重町の夢大吊橋を見てまいりました。管理職の方も、あるいは議員の方も、そして傍聴に来られた町民の方々も御存じかと思いますが、この夢大吊橋はテレビ等でも大きく報道されておりますから、一大観光地に実はなっております。この大吊橋建設費用は、約20億円を投資をしたというふうに聞いてまいりました。視察日に掲げられておりましたこの夢大吊橋の入場者数は、現在868万人を超えております。一人500円の入場料収入をとっておりますから、これだけ見ましても、実は20億の投資に対して43億4,000万円の資金が回収できているという今日的な状況に実はなっております、投資額の2倍強の収入になっているわけでございます。九重町のこの観光事業の成功を目の前に見たときに、本町の観光産業の目玉でもあります丸瀬布いこいの森に相応の投資をすることで、本町への観光人口の流入を呼び込むことができるのではないかという思いがふつふつと実は湧いてまいりました。こういう立場に立って、次の点について御提案を申し上げ、お尋ねをいたしたいと思っております。

まず一つ目は、いこいの森キャンプ場に点在する立木を活用したツリーハウス宿泊室の建設についてでございます。

現在、キャンプ場には、各種の宿泊用のログが点在をいたしております。しかし、全国各地のキャンプ場にあるごく普通の建物でございます、キャンプ場としてのインパクトは実はないのではないかというふうに思っております。

そこで、雨宮号が運転いたします路線近隣に、大径木を利用したツリーハウスを何棟か建設することで、さらなるキャンプ場利用者の増員を図ってはいかがかというふうに思っております。当然、ツリーハウスですから専門家が建築をしなければならないという課題はありますが、投資に見合ったそれだけの入場者数の確保というのは図れるのではないかというふうに思っておりますので、ツリーハウスの建設についてどのようなお考えをお持ちなのかお尋ねをしたいというふうに思っております。

二つ目は、雨宮号の機関車を利用した利活用についてお伺いをいたします。

森林鉄道雨宮号を利用した振興策について4年前に提案をさせていただきましたときには、北海道遺産あるいは近代化産業遺産に認定をされた財産であり、これを守らなければならないという立場で、現在の機関士以外の民間人による運転の提案につきましては検討するという答弁でございました。4年前の提案時には考えませんでしたけれども、今回、九重町の大吊橋を見たときに、観光産業も先を見た投資をすれば元も取れて観光客にも来てもらえる大きな地域の産業になることを実は実感いたしました。

そこで、実在する雨宮21号機関車を使用しての民間人による運転の実現が無理ならば、機関車を新造して実現することも投資としては可能なのではないかというふうに考

え、今回再び質問させていただきました。町側の考え方をお伺いしたいと思います。

次に、2点目のパークゴルフ場の整備についてお尋ねをいたします。

11月19日に実施をいたしました遠軽地域議会報告会の席上、町民の声として、現行の河川パークゴルフ場の質の悪さの指摘を受けますと同時に、新たなパークゴルフ場の整備について要望をいただきました。現在の河川敷パークゴルフ場につきましては、芝の下地に難点がございまして、本町以外のパークゴルフ場の状態と比較いたしましても、質の悪さについては際立っていると言わざるを得ないとも考えております。新たなパークゴルフ場の整備は何年も前から要望されている大きな課題でもありますし、愛好者の切なる願いでもあります。本年、旭川・紋別自動車道の遠軽インターチェンジの位置がロックバレースキー場入り口に確定をいたしましたことから、冬はスキー場、夏はパークゴルフ場として整備をし、年間を通じて大いに利用されるインターチェンジとしていくことができないかどうかお尋ねをいたします。

3点目に、遠軽農業振興公社の民間移行問題についてお尋ねをいたします。

本町の第三セクターであります遠軽農業振興公社につきましては、町内で生産される地場農産物を加工販売することで畑作農業を支え、農家の経営安定を図るとともに、町民の雇用の場を確保することを目的に運営をされてまいりました事業でございます。平成20年には、本町の行政改革に伴います第三セクターの見直し方針を受けまして、地ビールレストラン「ふぁーらいと」を分離し、農産物加工施設のみで経営を継続し、民間移行を目指して今日に至っております。

この間、民間移行に進みます条件として、公社の経営基盤の安定化を図るためには公社の経営内容の改善を図る必要がある、こういう立場から町も平成22年から25年度にかけてまして7,000万円の補助金を支出し、完全民営化が実現するものと判断をいたしておりました。しかし、昨年12月に至りまして、公社より民間移行先延ばしの要請がなされ、本年11月には資本金の増資4,000万円の要請があったことが町議会経済常任委員会に11月26日報告をされました。

農業振興公社に関します今日までの各種議論の経過等を考えましたとき、今回の公社の要請が本当に最後の要請なのかという不安と同時に、これ以上、町費イコール税金を投入してよいのかという思いが交差するのが本音であります。民間移行に進む今後の考え方について、いま一度、町側の考え方をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

山田議員からの御質問であります。

まず、観光産業の振興についてからお答えをいたします。

議員の御質問は、本町の観光振興を図るためには相応の投資が必要ではないかという御質問であるというふうに感じております。高規格道路は、平成28年度に瀬戸瀬インター

が完成予定であるため、将来を見据え、丸瀬布地域への影響を最小限に食い止めることを目的に、町といたしましても観光協会などと連携したイベントや広報、宣伝などを実施してまいりました。その結果、今シーズンは消費税率の引き上げなどの影響がある中ではありましたが、森林公園いこいの森などの入り込み客は若干ですが増加しております。今後につきましても、関係団体との連携を深め、継続した取り組みを行うとともに、丸瀬布地域の知名度、認知度を高め、本地域が通過点とならないように努めてまいりたいと思っております。

そこで、まず1点目の御質問であります。

インパクトのあるツリーハウスと呼ばれる宿泊施設の建設についてであります。いこいの森オートキャンプ場では、バンガロー、オートサイトなどの施設をキャンパーの要望に添って配置やサイト数確保など計画的に進めてまいりました。キャンプサイトとなるいこいの森は、前後を山に挟まれた立地条件にあるため、強風が吹くことが多く、また、老木が大半であることも重なり、毎年危険な木の伐採や枝払いの枯損木処理を実施している状況でございます。そのような厳しい自然条件や老木の状況などについて総合的に検討しますと、ツリーハウスについては多々問題があると思うところであります。しかしながら、議員のおっしゃるように、インパクトがあり話題性豊かなものも必要と考えますので、さまざまな事例なども含めて調査と研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問であります。

機関車の利活用についてであります。4年前にも機関車の運転体験と市街地から上武利市街地までの路線延伸についての御提案をいただき検討を行ってまいりました。その後、施設の恒久的運営と費用対効果の観点から、既存のレールを使い少額な修繕費程度で運行できる軌道用自転車の運行を平成24年度より開始し、3シーズンで平均2,000人の乗車を数え、いこいの森の新たな乗り物として人気を呼んでいるところであります。

機関車の運転体験につきましては、道内では三笠市のSL機関士体験クラブなどの事例がございますが、雨宮号につきましては北海道遺産や近代化産業遺産などに選定されている全国的にも大変貴重な財産でありますので、4年前にもお答えしたとおり今後も大切に扱い、貴重な財産として後世に残してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、議員の提案でございます体験運転に利用するための蒸気機関車の新造につきましては、設計や製造ができるところがあるのか否か、そして費用はどれくらいかかるのかなど今後の調査課題とさせていただきたいと思っております。

以上のように、機関車の利活用や機関車の運転体験につきましては、観光資源として大きな魅力もございますが、課題や問題点もあり、費用対効果の面からも慎重な対応が必要であると考えております。今後の観光振興につきましては、関係機関など皆様の御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のパークゴルフ場の整備についての御質問にお答えいたします。

《平成26年12月9日》

えんがるパークゴルフ場におきましては、河川敷に設置していることから芝生の生育が悪く、また、水の確保が難しいことから、議員のおっしゃるとおり良好ではない状況も多々あることは十分に承知しているところであります。しかしながら、町中を流れる湧別川河川敷という立地条件から、利便性が高く、初心者を含め多くの方が手軽に利用できる施設であることも事実であります。

議員御提案のロックバレースキー場にパークゴルフ場とのお考えですが、夏場のレジャー、観光を考えますと好条件の場所とは考えておりますが、仮に湧別川河川敷から当該敷地内に移転を考えますと36ホールの規模が必要となりますことから、果たしてその規模が確保できるものなのか、芝生管理のための水は確保できるものなのか、現時点では（仮称）遠軽豊里インターチェンジ周辺の整備構想の素案もできていない状況にありますことから、すぐには判断することが難しく、検討しなければならない事項も多々あると考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、遠軽農業振興公社の民間移行問題についてお答えしてまいります。

株式会社遠軽農業振興公社は、農産物の加工や販売、製品開発などを実施することを目的に平成2年第三セクター方式により設立され、遠軽町の農業振興と雇用を創出し、事業を推進してきたところであります。平成11年には、遠軽農林水産物直売・食材供給施設麦酒館「ふぁーらいと」を開業し、レストラン部門の経営も行うこととなりましたが、レストラン部門の経営不振により公社全体の経営に影響が生じ、過去から今日に至るまで公社の運営について多くの議論がなされてきたものと認識しております。

その中で、遠軽町の行政改革に伴う第三セクターの抜本的見直し方針により、麦酒館「ふぁーらいと」を分離し、農産物加工部門のみの運営として民間移行が検討されることとなりました。しかしながら、ふぁーらいとを分離した平成20年度決算において、公社は極めて脆弱な経営基盤であったことから、経営の安定化を図ると同時に、施設設備の維持、改善を図るための財政支援をすることで、民間移行を進めることを目的に平成22年度から平成25年度の4年間で債務負担行為を行い、7,000万円の補助を行ってきたところであります。

遠軽町が公社に対して財政支援を決定したことに伴い、平成23年えんゆう農業協同組合により民間5者の株式を額面どおりの価格で買い取りがなされ、公社の出資者は町と農協の2者のみとなったことで民間移行の準備が整ったものと考えており、この点について成果があったものと考えております。

補助金については、借入債務の解消による経営の改善と安定化が主でありましたが、補助金による支援中に公社においては取引業者から施設や設備の衛生面における改修整備をすることが求められたところであり、迅速な施設改修等を実施したことで取引先の信頼回復につながり、事業継続が可能となったところであります。しかしながら、当時の経営状況では施設整備等に回す資金の余裕はなかったことから、補助金で賄うしかなかったため、思うような債務の解消がされなかったことが民間移行に至らなかった要因であると考

えております。

さらに昨年、公社から民間移行の先延ばしの申し出がありましたが、その大きな要因としては、金融機関である農協がJA系列の監査機関から資本金の毀損率の解消及び融資等に対する貸倒引当金の計上の指導があり、これを受けて、先般農協から公社に対して財務改善についての通告がありましたが、現在の公社の運営状況では窮地に追い込まれて経営破綻が免れない状況となることから、このたび公社から町に対して増資の支援要請があったところであります。

今後、財務状況等を勘案の上、適切な増資額の算定を求めた上で、新年度予算において最終的な民間移行の手法として増資に係る予算を計上してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） まず、観光産業の振興について、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず一つ目のツリーハウスの問題でございます。

今の答弁で言いますと、いこいの森にあります立木につきましては老木が多いと。したがって、ツリーハウスを建設するには不向きな木が多いというふうな答弁だったと思いません。実は、今年、委員会でいこいの森を視察してまいりました。雨宮号の路線の周りずっと歩いて、立木を見させていただきました。木が五、六本固まって立っているということから、ツリーハウスをつくるには非常に適した立木がこの路線の中に3か所、4か所、実はあるのを現実として見てまいりまして、この木なら結構径木もあるものですから、木の径の50センチ、60センチという太さで五、六本立っていますから、これを3本、4本利用すればツリーハウスは十分できるなというふうに見てきたことから、今回、実は提案をさせていただきました。

地上にありますログハウスみたいなハウスですと、やはり一般のどこのキャンプ場に行ってもある施設でございますが、それほどインパクトのある建物ではございませんが、道内ではツリーハウスをキャンプ場に取り入れているというのはほとんどないという現状から、非常にツリーハウスというのは利用価値のあるインパクトのある事業だと実は個人的に思っております。ぜひそれを研究する意味というか、利用者がどのぐらい来るのかということを図る意味でも、できれば明年度にかけて1棟、2棟建設をさせていただいて、そして利用客をインターネットなどで募集するということでの宣伝効果も非常にあるというふうに思いますので、その辺の検討について、老木だからだめな部分につくれということはいけません。建てる箇所は結構あると思いますので、その辺のもう一度、下調べなどを含めて御検討いただけないかどうかお尋ねをいたします。

○議長（前田篤秀君） 増田丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（増田眞一君） ただいまの答弁にお答えします。

先ほど、町長からもありましたように、提言にもありますように、全国的にさまざまな形状のツリーハウスがあるということで伺っておりますので、今申し上げましたようにいろいろな条件等がありますので、調査しながら検討していきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 今の答弁ですと、町長答弁と違って前向きに検討すると、考えるというふうに受け取っていい答弁なのかどうか非常に微妙な答弁だというふうに思いますので、その辺についてもう一度お尋ねをいたします。

○議長（前田篤秀君） 増田丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（増田眞一君） 何せ、インパクトのある施設ということでは、いこいの森には、現状として太陽の丘から移設したはしごを登って中に入るマッシュルームキャビン8棟があります。これについても、ほかのキャンプ場にはないユニークな宿泊施設として人気もあって、リピーターの中には根強いファンもいるという状況であります。それで、ツリーハウスにつきましては、ただ道内についても調べましたところ、白糠町に手作りのものが3棟あるというふうに聞いておまして、これについてもやっぱり安全性の問題などがあり、2棟ほどは貸し出していないと伺っております。いずれにしても、現状のいこいの森、枯損木が多い状況でございます。ですから、現状の木を活用しなくてもさまざまな手法がございます。コテージについてもインパクトのあるもの、あるいは木を活用したハンモック、いずれにしてもそういう内容を含めまして今後調査研究させていただきたいということでございますので、御理解願いたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） やっぱり、行政側の答弁というのはそうなるのですかね。いつもそうですよね。私が議会議員にさせていただいて27年目です。27年前、議員になったときに言われたのは、行政答弁として検討するという答えはやらないよという答弁なのだよと。したがって、検討するということはやらないということで理解をなさいということを実は27年前に教えてもらいました。同じですね。27年たっても本当に変わらないですね、行政の立場というのは。冒険しないのですね。

確かに立木を利用して、その中間なりある程度高さ3メートル、4メートルの高さのところに造るツリーハウスですから、危ないといえば危ないです。しかし、ツリーハウスが、そうしたら日本に何棟あるか御存じですか。そこから落ちて、年間どのくらいの方がけがしていると思いませんか。そんなに落ちないものですよ。私も、小学校1年から6年まで丸瀬布で過ごしまして、住んでいたのは水谷の奥なのです。道路の片側は斜面です。そこに柳の木などが出ていまして、木工所にうちの親父が勤めていたものですから、木工所から木材を持ち出して、その柳の木に材を重ねて秘密基地を造って遊んだものですよ。そんなに危ないものではないですよ、子供にしたって大人にしたって利用するというのは。やっぱりそこら辺も含めて、もう少し遠軽町の観光産業を振興させようと。しかも、イン

ターができて瀬戸瀬、遠軽と延びますと、丸瀬布のインターにいかに降りてもらうかということが大きな課題ですから、丸瀬布の今持っているいこいの森をさらに充実させてインターに降りてもらうと。そして、そこで降りた人たちをいこいの森に誘導すると。いこいの森に来た人たちに、大きな大型看板を造って、今、遠軽町で取り組んでおりますジオパークの路線網図をそこに造るなりして、この地点から奥に行けば風穴があって、もしかしたらナキウサギを見れるチャンスがあるかもしれませんとか、いろいろな観光の誘導というのはできるのだと思うのです。そういった意味も含めて、この問題を実は提供させていただいておりますので、いま一度考え方についてはお尋ねをしたい。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

検討するということは、まず、やらないとかという定義はございませんので、そこだけひとつ御理解をいただきたいと思います。

ツリーハウスですね、私もテレビでも見えています。北広島でツリーハウスの有名な人が、大泉洋とか、木村さん、あれでたまたま私もテレビで見えて同じことも実は考えておりましたし、これは面白いものだなというふうに思っておりました。そういったことはありました。そして、そういった中で、今、山田議員から今回議会でこういう質問をいただいたということでございます。

私も1回目の答弁で、やらないと言っておりませんが、多々問題があるということもあります。ただ、やっぱりそれはありますので、でもインパクトありますねということ、さまざまな事例なども含めて調査もしなければならぬ、研究もしていかなければならぬということをお願いいたします。

やはり一番心配なのは、議員も今おっしゃいましたけれども、もう絶対大丈夫、絶対大丈夫とも言っていないけれども安全性の問題ですね。それが一つございます。それとやっぱり、非常にこれは私も現場から聞いていますし、現場も見に行くと老木が多くて、相当人間の腕より太いようなのが落ちてきていて、それはあそこは相当お客さんが来いますから、安全性の確保には気を払っておりましたので、そういったことは当然無理だなと。ただ、今、議員のお話を聞いていますと、まず大丈夫なところが3か所ぐらいあるのではないかとということもありますので、そういったものも含めまして、これから調査とかそういうのもしていかなければ、とてもじゃないけれども、今ここで私のほうで、さっきも言いましたけれども、安全性の問題が一番ですので、そこら辺をよく見極めながらやらなければいけないというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 立木の問題ですから、老木なのか頑丈な木なのかということも含めて十分現地を調べていただいて、御検討いただければというふうに思います。

それでは、同じ二つ目の機関車の問題でございます。

現行あります北海道遺産であります雨宮21号、これを活用して、機関車の運転手を民

間人に活用させてはどうかという4年前の提案、実は私も安易に考えておりました、北海道遺産として守らなければならない機関車を民間の人に、僕はお金をもらって運転させて資金を回収するという提案を実はさせていただいているのですが、非常に厳しいものなのだというふうに実は思いました。

今回、大分に行って見てきたときに、投資をすれば、その投資が一般受けというのでしょうかね、そういったことがあれば投資をしてもその金額というのは回収できるものなのだということを実は見てまいりまして、雨宮号を使うのが無理であれば、雨宮号の設計図等もあるわけですし、これを活用して新たに機関車を造ると。そして、それを民間の人たちに有料で運転してもらって、あなたも蒸気機関車の機関士になれますよということで全国に発信をするということになれば、鉄道ファンというのは、特にSLのファンというのは多くおまして、撮り鉄だとか乗り鉄だとかということなのでファンがたくさんいらっしゃいます。特に、機関車を運転できるとなるとなったら、そう簡単にできるようなものではありませんから、全国各地から大きな反響を実はもらえるのではないかというふうに思っております。

したがって、北海道では三笠などでもやっているようでございますが、ぜひそういった意味でインパクトのある事業を本町が取り入れてやることによって、資金の回収もでき、観光客も大いに全国各地、あるいは三笠なんていうと海外からも実は来て運転をするという現状もあるというふうにも聞いていますから、世界的にも今インターネットの時代でございますので、そういったものを大いに宣伝することで、遠軽をさらに有名にすることができるというふうに考えておりますので、この辺の新造について、いま一度お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 増田丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（増田眞一君） 新造の提案でございます。

これについても同じ答弁になるかもしれませんが、やはり費用対効果というのを調べながら、先ほど町長が答弁いたしましたように図面等を含めて、できる業者も含めまして、本当に幾らぐらいかかるのか、いろいろな規模もございます。その辺を十二分に研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 新しい機関車をつくるのが5,000万円で済むのか、1億かかるのか、その検討もしなければならぬと実は私も思います。したがって、早々に、いや、わかりましたと、新しくつくってお金を稼ぎましょうというつもりにはならないというのも十分理解をして質問しています。ぜひ前向きに御検討いただければというふうに思っております。

それで次に、二つ目の質問についてお伺いをいたします。

パークゴルフ場の整備の問題です。現行の河川敷のパークゴルフ場、町長の答弁にもあ

りましたように、本当に芝の管理というのが大変でございます。したがって、水を散布する、そして芝の管理をするといっても、水もそう簡単に確保できない場所ですから、タンク車で水を持って行って地下にためて、それを引っ張って散水をするという現状でございますので、非常に難しいというふうに思います。

私の提案をしておりますロックバレースキー場のところの空き地にパークゴルフ場をつくれという提案、実は何年も前からさせていただいております。あそこは昔、ゴルフ場がございまして、1番ホール、2番ホール、そして9番ホールぐらいを使えば、結構なパークゴルフ場が作れるのではないかと。しかも、今現在は使われておりませんからあれですけども、打ちっ放しの練習場も実は隣りにありまして、その用地なども含めると結構なコースが作れるのではないかとというふうに思っております、本格的なゴルフ場でしたから、芝についても完全に生えておりまして、そう簡単に剥がれるような芝ではありませんから、パークゴルフ場をやるには、あとは芝の草刈りだとか管理だということも含めて非常に立地としてはいい場所だというふうに認識をしております。

しかも冬期間、ロックバレースキー場でその維持管理に当たっております職員がおりまして、夏場の間この人たちの仕事というのは、圧雪車だとかそういった冬場に使う機械類の整備点検、こういったことなどを含めて2名の方が実は夏場いらっしゃいます。この方々の夏場の、パークゴルフ場を作れば、その管理だとかそういったこともお願いできるという利点もございまして、ロックバレースキー場にパークゴルフ場を作ってはどうかということを実はずっと提案をさせていただいているところでございます。

ましてや、インターがあそこにあるということになって、道の駅としての家も建てるということになれば、夏場の道の駅の家も利活用できるということになりますので、大いにパークゴルフ場として整備をすることによって道の駅としての活用なども含めて大いに利用が増えるのではないかとというふうに考えておりますので、ぜひこのパークゴルフ場の建設について御検討をいただきたいというふうに思いますが、もう一度お尋ねをいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 今、御承知のとおり高規格道路が延びてまいりまして、もう本当に63年ぐらいからですかね、工事がやっと始まりまして、すごい長い時間かかりました、遠軽町まで来るのにですね。そういった中で、これは昔からスキー場のロッジの老朽化というのは、この道路が来たときに何とか合わせてできないのかというのは、これは私達の先輩の代からのお話でございましたが、これが現実になってきたということで、いろいろな角度から関係機関と激しい交渉をしてきたわけでございます、最近ですね。

そういった中で、今お話のあったように、ロックバレースキー場にそういうロッジのたたき台も含めてやっとできるという形になりました。そういった中で、パークゴルフ場、この問題を合わせて一緒にどうかということでございますけれども、今あるパークゴルフ場、本当にパークゴルフ場だけではなくて、隣のサッカー、ラグビー場も含めて、本当に

水の便も悪い、そして地盤もよろしくないということがここ数年ずっと使ってきて、私どもも非常に苦勞をしているところでありますし、また数年に一度は大きな水害によりまして水が乗るといふ河川敷の宿命を得た中であそこでやってきたわけでございます。

そういった中で、私どもも議員と同じく、あそこを何とかならないものかなというのはずっと考えてきておりましたし、今回スキー場のあそのこの整備ができるということで、あそこにパークゴルフ場はどくなのだということ、これを考えたところ、やはりまだ1番、2番、9番ですか、我々も正直いって今こういう質問受けて、詳細な調査をしている時間ありませんでしたから、我々自身も腹案としてもないですけれども、やはりなかなか今いろいろ担当と話した中で1、2、9だけでは多分無理だろうと。それから一つは、9番の奥になると管理棟からも見えなくなると。そうすると、熊とかの問題もあったり、パークゴルフ場はどちらかというと普通のゴルフよりも御高齢の方がやられますから、そういうような問題もあるねと。では、あの山ありますね、1番、2番と。あれ崩せないかとかというところまで検討はしてみたのですけれども、まだそこまではちょっと事実的な見地からも見ておりませんので、そういった意味で私もすぐに判断することが難しいということで御答弁させていただきました。

ただ、本当にもしあそこのできるのであれば、集客も含めてあそこで町の産物も売れる、これはもう後々の維持管理費も含めてすばらしいことだとは思っておりますが、いずれにしても詳細に検討しなければわからないというふうを考えております。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） ぜひ御検討いただいて、町民に喜ばれる新しいパークゴルフ場の整備を御要望したいというふうに思います。

それでは次に、遠軽農業振興公社の民間移行問題についてお尋ねをいたします。

町長の答弁にもありましたように、この事業は平成2年に計画をされて、平成3年、4年と、トータルで7,593万7,000円の費用をもってこの施設を建設して今日に至っているという施設でございます。平成2年に作られたということですから、この建設から関わっている議員は実はこの17名の議員の中で私一人でございます。それぐらい私も古くなったのですが、当時は学田工場の加工施設だけでしたから、何とかカボチャを初めといたしまして加工品を6次産業化することで農業経営の安定化を図りたい、あるいは農家の作物の買い取り価格を農協に出すよりも5%上乗せした形で買い取らせていただいて、農家の収入安定化につなげたいということで実は作った施設でございます。しかし、途中、ふぁーらいとを造って、それを農業振興公社に移管をしたことで赤字がかさんできた、そして今日に至っているという状況でございます。

ただ、11月26日の経済常任委員会に出されました資料を見させていただきますと、JA系列の監査機関から資本金の毀損率の解消並びに融資等に対します貸倒引当金の計上を農協としてしていなかったということから、このままではだめだよということで民間移行が先延ばしになったというふうに説明をされているところでございます。

そこでお尋ねをいたしますが、公社が確かに赤字を抱えていることもわかりますけれども、しかしそこに出資をしておりますえんゆう農協が貸倒引当金の計上をしていなかったということなどを含めて監査機関から指摘をされたということですが、これは農協の問題でございまして、私個人的に言いますと公社の問題ではないというふうに思うのですね。農協が農協として貸倒引当金などの充当をしていなかったことが今日のこの民間移行の引き延ばしに当たる大きな課題だとすると、それは公社の問題ではなくて農協単体としての問題だというふうに思うのですが、その辺についてはどのような理解をされているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

農協の貸倒引当金が計上できなかったというような事情につきましては、町、農協、公社の3者で今回の問題、昨年12月からの引き延ばし以降、再三にわたって協議を積み重ねてきた中で話もございました。これにつきましては、公社が現在の運営状況、すなわち債務超過の状況でありますけれども、この状況にあるのはレストラン部門の切り離しをしたと、その当時の債務がいまだに解消していないということが一番の要因ではないかということで話が出ておりました、これにつきまして貸倒引当金を計上することは組合員の了解を得られなければならないわけですから、この分については到底組合員の了解は得られないというようなことを農協のほうから伺っております。

ただ、今回の問題につきましては、それは一つの公社に対する農協からの申し入れではあるのですけれども、農協としますと、これを貸倒引当金等を計上しないということであれば、公社の借入金を引き上げるしかない。強行にその辺のところを財務改善できないのであれば、その辺のところを求められてしまうと。そういうことになると、現在の公社の状況であると経営破綻というような形になっていってしまうということが今回の問題の要因ということですので、公社から町に対して支援要請があったということですので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 平成22年から25年にかけて4年間で7,000万円を補助金として支出をしております。この4年間で7,000万円を支出することで当時の赤字が解消されて、平成26年度、今年度には民間移行できるというふうに実は当時は考えてこの7,000万円の支出について私も理解をし、了解をしてきたところがございます。この7,000万円といいますのは、当時、ふぁーらいとが抱えておりました1億2,100万円強の赤字を学田工場が持っています4,965万5,000円の黒字と相殺をして赤字分として7,000万円強のお金があるので、それ相当の7,000万円を補助金として支出をしようということで決めたはずであります。

当然、この状況を受けまして、この7,000万円を補助していけば、加工場部門だけですからうまくやれば黒字に転換できるのではないかと、平成26年には民間移行できる

のではないかという希望を持って、実は当時は採択に賛成をした立場でございます。しかし、実際問題として言われておりますのは、平成25年度の事業報告書にもありますけれども、4,000万円以上の赤字を出したということから、このままでは潰れてしまうということで、今回の4,000万円という申請につながったという報告でございます。

実はここに、今年6月の議会のときに示されました農業振興公社の事業報告書を持ってきているのですが、ここでいう今回言われている4,000万円というのは、本年度の事業報告書でいうと何ページのどの部分をいうのか、ちょっとよく理解できないものですかからお尋ねをいたしますが、事業報告書の中にあります5ページの貸借対照表、ここでいう負債の部の短期借入金4,072万5,000円、これをもって4,000万円というのか、それとも純資産の部でいいます利益剰余金、三角の4,176万5,413円、これをもって4,000万円というのか、その辺の内容についてもう一度お尋ねをしたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

6月の農業振興公社の決算状況の報告で申しますと、ただいま山田議員おっしゃられたとおり5ページの貸借対照表の数字でございますけれども、これの中の短期借入金4,072万5,000円がいわゆる現在の借入金の債務の状況であります。そして、下の純資産の部の繰越利益剰余金マイナスの4,176万5,413円でございますけれども、この分につきましてもほぼ4,000万円に近い状態でございますので、今回増資という形で資本金を投入することによりまして、この短期借入金の4,000万円もそこに充当することが可能になりますし、その後、経営改善等を含めて公社の決算状況にはよりますけれども、株主資本のほうも毀損率を50%未満に下げることができると、その両方が解決できるという状況でありますので、この分について要請があったということでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 11月26日の常任委員会に示された公社からの課題について、実は読ませていただきますと、よく理解できないのでお伺いいたします。

今回、手法として取り入れますのが、資本金、出資金、これに4,000万円を上積みをするということでございます。民間の株式会社でいいますと、資本金の増資ということになれば、遠軽町は今現在51%、2,550万円、えんゆう農協がほかの民間の株主の株価格で買い取りまして2,450万円、49%保有しております。民間の企業でいうと、資本金の増資ということになれば、その出資比率に応じて今回求められております4,000万円、このうちの51%遠軽町の比率ですから2,040万円ですか、農協は49%ですから1,960万円ですか。ということで、お互いがその比率に基づいて増資をし、トータル4,000万円として行うというのが、私は民間企業で取り入れるこの増資の問題だと、課題だと、それが順当だというふうに思うのですが、今回求められておりま

すのは遠軽町のみ4,000万円の増資で、片一方のえんゆう農協は1円も増資をしないということなのかどうか。その辺について、遠軽町の会計を監査をいたします代表監査の方にお伺いいたしますが、こういった片方だけが増資をするという手法、これは妥当なのかどうか、監査の方の御意見を賜りたいと思いますが、お答えいただけますか。

○議長（前田篤秀君） 村瀬代表監査委員。

○代表監査委員（村瀬光明君） ただいまの議員の質問にお答えさせていただきます。

御高承のとおり、監査委員の基本的な権限というのは事務の執行を監査して、あるいはその監視をするということにありまして、加えて監査委員は行政全般に対して中立性と独立性を確保しなければならないという義務があります。したがって、議員の御質問には監査委員の権能に属さない、いわば政策的判断が含まれているというふうに思われます。そういったことを考えますと、監査委員としての意見は控えさせていただきたいと思えます。御了承いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 監査の方にこういったことを聞くのは酷だということを理解しながら聞いております。当然答弁できないのかなと思います。担当課長として、あるいは担当部長として、この出資金の増額の問題、遠軽町だけが求められているという点について、どのような考え方をもちなのか、その辺の判断をお聞かせいただきたい。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の公社の出資金の増資という要請につきましては、その一つの要因がいわゆる町長の答弁にもございましたように、金融機関メインバンクの農協が系列の監査機関から指摘を受けたと、いわゆる毀損率の問題だとか貸倒引当金の問題に対して指導を受けたということが直接の発端で、公社のほうに改善要請があったということでございますので、公社のほうに町のみに支援要請があったものと理解しております。

またさらに、先ほども申し上げましたとおり、ふぁーらいとの切り離しというところが一つの問題点のところがあるということで、農協のほうでも申しておりますので、このことについても3者協議の中で町のほうに要請をしていくということで要請があったというふうなことでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） どうも課長の答弁を聞いていても、遠軽町だけにその4,000万円の増資の提起があったということに対しての、理解をしてくれということなのでしょうけれども、なかなかやっばりできないですね。やっばり民間でいうと、資本金の増資ということになると、その株主の持っている比率に基づいて増資というのが決められるというのが原則ですから、何で遠軽町だけなのかという疑問を持つのは僕だけではないと思えるのです。そこはもう少しきちんと理解できるように答弁していただかなければならないというふうに思うのですが、もう一度お伺いをいたします。

○議長（前田篤秀君） 大河原経済部長。

○経済部長（大河原忠宏君） 御質問にお答えしたいと思います。

遠軽町のみが毀損分の増資の分を負担しなければならないかということでございますが、やはり資本金が毀損したという部分につきましては、町がふぁーらいとの部分で経営の損失を与えたというところに、町のほうに責任があるというふうに考えております。あと、農協につきましては、この後、民間に移行した際に、控除等の不足をしていただくということもございますので、町が全てお金を負担するというわけではございませんので、その辺御理解をいただきたいと思えます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 私の質問時間もだんだんだんだん少なくなってまいりますが、もうやめなければいけないのだというふうに思うのですが、11月26日に示された文書の中に、要請のあった増資額は4,000万円ですが、これは平成25年度決算に基づくものでありまして、今後、財務状況並びに民間移行に係る財産評価額等の勘案の上、適切な増資額の算定を求めてまいりたいということが公社から言われたというふうに書かれています。本来であれば、4,000万円の要請があった時点で、民間移行に係りませぬ財産評価額、あるいは財務状況等をきちんと公社の中で確認をし、文書をもって遠軽町にこういう状況ですと。したがって、これ以上迷惑をかけませんから4,000万円の増資をお願いしますということで、後で出るのではなくて4,000万円を求める段階でこういった財務状況あるいは財産評価額等に基づくものを提出して、町に要請をし理解を求めというのが本来の姿だと私個人的に思うのですが、なぜそれがなされずに先に金額だけ出てきて、そういった本来出すべきものが後回しになるのか理解できませんので、その辺の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

今回要請のありました金額につきましては、先ほども申し上げましたとおり25年度決算をもとに算出した金額ということでございまして、最初のこの金額を全てというわけではなくて、今年度の決算状況、来年3月末の状況になりますけれども、これによって変動していく可能性がある。ただ、今年度の状況は、今のところそんなに悪い状況ではないというふうに聞いておりますので、今回要請のあった話の額につきましては最大、いわゆるマックスの金額ということで考えておりますので、御理解をお願いしたいと存じます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 今回の4,000万円がマックスなのかどうかということを知っているわけではないのですよ。お金を出すのはいいのです、だめだと言っていない。当然、平成20年度に民間移行させようと、遠軽町が持っている第三セクターについては全て解消する方向でやっていこうということを決めたわけですから、それに基づいて行われていることについて私だめだとは言っていない。今回この4,000万円を出すことに

についても反対だとは言いません。民間移行をとにかくしたいのです。これ以上、町の負担を大きくしたくないというのが本音ですから、これが来年3月の定例議会のときに新年度予算として計上されることになるわけですから、その時点でもめないように実は今回質問させていただいているのです。

したがって、この4,000万円がマックスかどうかは別にして、やはりそういった支出を求めるのであれば、前段に財務状況だとかこういったものをきちんとさらけ出して、これが最後ですと、ぜひこれを御理解いただいて、来年の3月の段階でこれを提案していただいて可決していただいて民間移行させてくださいというための資料として、こういった財務状況でありますとか、あるいは財産評価に対する額ですとか、こういったものが事前に出てきてこの支出につながるのだと僕は思うのです。なぜそれが出てこないのかと。それを出させずに、お金だけ4,000万円だけくださいと言われてたって、はいそうすかとは言えないというのが私の思いでございまして、そこをもう一度お尋ねをいたします。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） ただいまの御質問にお答えをしております。

今のところ、その資料につきましては公社のほうから出てきてございませんので、今後、決算状況も含めまして、新年度予算に向けましてその資料を提出してもらおうということで御理解をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 時間もないです。次の質問をします。

当然、資本金の増額の問題ですから、民間移行になるときにこの出資金、資本金というのが遠軽町に返還をされるのか、それともこの資本金をもって公社を解体するということにつながるのか、お尋ねをいたします。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） ただいまの御質問にお答えをしております。

そのことにつきましても、今後、公社の運営状況、あるいは公社の精算というような形の中で、計算あるいは状況について報告をしてもらいながら適切に進めていってもらうというような形で考えてございます。その中で、出資金の返還ということが起こるのかどうか、それにつきましても、常任委員会あるいは議会等におきまして報告をさせていただき進めてまいりたいというふうに存じますので、御理解をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） これを最後に質問したいと思いますが、現在、農業振興公社の加工施設、建物が建っておりますところの用地は町有地だというふうに理解をしております。当然、民間移行にということになりますと、建物もそのまま移行するわけでございます。そうしますと用地はどうなるのでしょうか。町有地ですから、民間移行に伴って農協にお買い上げいただくのか、それとも遠軽町として無償で貸し出しをするのか、その辺

の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） ただいまの御質問にお答えしてまいります。

用地の件につきましては、公社、農協等とも現在のところ協議をしていない状況でありますので、今後、民間移行で協議を進めていく中で協議をしてまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 協議をしていないということですから、これからの協議になるのだと思いますが、現行、買い取ってもらうのか、それとも貸すという形になるのか、どちらを担当としてお考えなのかだけお聞かせをいただいて、最後の質問にしたいと思いません。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） 先ほど部長のほうからも答弁申し上げたとおり、農協のほうは公社の経営改善、あるいは生産がなされていく中で約束どおり民間移行の事業のほうを引き継いでいってもらえるというようなお話、回答も得てございますので、担当のほうの考えではございますけれども、農協のほうに引き継いでいただくような用地につきましても、そのような形で無償で使っていただくような形で協議も進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（前田篤秀君） 以上で、山田議員の質問を終わります。

7時20分まで暫時休憩します。

午後 7時08分 休憩

午後 7時18分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告2番、竹中議員。

○13番（竹中裕志君） ー登壇ー

通告の順に従いまして、私からは（仮称）スポーツ広場整備計画の取り組みについて質問をいたします。

来年度以降に着手が検討されているスポーツ広場整備計画の今後の取り組みについて、この計画に関連する第1次遠軽町総合計画及び遠軽町都市計画マスタープランについて、合わせて質問いたします。

（仮称）スポーツ広場整備を前提として、現在既に行われている実施設計業務委託については、9月定例議会の町長の報告を受け進めていることは理解しております。しかしながら、先般開催した議会報告会において、町民の皆さんからこの計画に対しての不満や不安の意見が数多く聞かれたことも事実であります。また、既に整備計画予定地では、別工事による作業が行われており、あたかもスポーツ広場の建設が始まったと誤解が生じてい

ることについては大変残念であり、また、新聞等で報道されたNPOさわやかなの件でも、スポーツ広場整備以前に別工事により土地の使用ができない状況になっていることには疑問が残るところであります。

このような状況を鑑みて、本件につきましては執行者も議会もその声を真摯に受けとめ、町民の安心と信頼を得るための最善の努力をしていくことが本計画を継続するのに欠くことのできない条件であると考えております。今後、次年度以降の本計画を進めるに当たっては、事業規模などをより明確に示し、かつ、丁寧に町民の皆さんに新施設の必要性を説明し理解を得ることが重要であると考えております。このようなことから、今後、町の課題である事業取り組みの是非は、これまで以上に慎重に進めていくことが町民の負託に応えることにつながると思う次第です。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

1点目は、第1次遠軽町総合計画の参考資料として掲載されている想定事業（ハード）一覧表の平成23年度から27年度までの総合計画の中には記載のない本計画が、いつの時期からどのような審議経過を経てこの総合計画に加えられようとしているのか。

2点目は、遠軽町都市計画マスタープランに示されている遠軽町まちづくり構造図のゾーン拡大と変更についてであります。

本来、スポーツ・レクリエーションゾーン区域とは、東町の既設スポーツ施設周辺地域、湧別川河畔沿い地域、太陽の丘地域の3地域と私は認識しておりましたが、福路地区がいつの時期に加わり、ゾーンが拡大、変更になったのでしょうか。既設の温水プール建設時にはまだ変更になっていなかったと記憶しておりますが、その点についてはいかがですか。

3点目は、スポーツ広場整備工事实施設業務委託の進捗状況についてであります。

業務委託は来年の3月までの予定ですが、現在ほどの程度の進捗状況なのか、以上3点について町長にお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

竹中議員の1点目の御質問にお答えいたします。

想定事業（ハード）一覧表の平成23年度から平成27年度までの総合計画の中には、記載のない本計画がいつの時期からどのような審議経過を経てこの計画に加えられようとしているのかとの御質問ですが、第1次遠軽町総合計画につきましては、平成19年度から平成28年度までの10年間の計画として策定されたところです。基本計画につきましては、実行性のある前期実行計画と展望計画で構成しており、この展望計画につきましては、社会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、平成23年度から平成27年度までの後期実行計画として平成22年度議会の議決を経て策定しています。

この計画の参考資料として、想定事業（ハード・ソフト）一覧表を提出させていただいております。事業につきましては、財政状況、社会情勢の変化、事業の必要性や緊急性、

《平成26年12月9日》

費用対効果等により実施年度等に変更があるということは御説明をさせていただいており、総合計画を基本として事業を進めています。掲載されている事業が全て想定している年度に実施されるということではありませんし、必ずしも総合計画に掲載されていないから事業ができないというものでもありませんので、御理解を賜りたいと存じます。

今回のスポーツ広場整備計画ですが、議員御指摘のとおり具体的事業名としては記載しておりませんが、あらゆる事業を想定した中で施策の一つとして体育施設の整備ということで、第1次遠軽町総合計画の中で記載をさせていただいております。私の公約に、子供たちのために教育と文化、スポーツを支援するまちづくりを公約として掲げており、また現在の芝のグラウンドは維持管理に多額の費用を要することや芝の管理のため長期間使用できないことによる関係スポーツ団体、大会、合宿等の利用に影響があることから、維持管理がしやすく、いつでも使用可能な人工芝の球技場の整備を必要と考えておりました。これらのことを考慮し、9月の一般質問でも答弁させていただいておりますが、財源のめども立ったことから補正予算を計上したところであります。

現在、27年度からの第2次遠軽町総合計画の策定も進めており、これに合わせまして主要なハード事業をまとめた前期実行計画の中で反映させていく考えでありますので御理解を願います。また、整備計画予定地内の工事ではありますが、現況が低めになっており、少しでも早く地盤を安定させるため、近隣で施工しております公営住宅整備事業及び道路整備事業で発生した残土を有効活用して埋め立て整地を行ったところでございます。

なお、NPOさわやかが使用しておりました土地の代替地につきましては以前から協議をしておりましたが、現在法人で町が示した代替地と民地の候補地について検討されており、近々候補地を決定したいと報告を受けております。

次に、2点目の御質問にお答えいたします。

平成16年に策定いたしました遠軽町都市計画マスタープランには、福路地区の農地試験場跡地は町の文化、スポーツ施設の老朽化度合いや町民の文化活動動向、ニーズを十分考慮して検討するとしておりましたので、温水プールの建て替えを同地区に建設したところでございます。平成22年度に見直した遠軽町都市計画マスタープランにおいて、福路地区につきましては温水プールを含めた施設周辺の土地利用を十分考慮し、用途地域の設定等のまちづくりルールについて検討するとされております。現在、見直し作業を進めている遠軽町都市計画マスタープランでは、福路地区についてもスポーツ・レクリエーションゾーンの検討を進めているところであり、今後は都市計画審議会において御審議をいただくこととなります。

次に、3点目のスポーツ広場整備工事実施設計業務委託の進捗状況についても、私のほうからお答えをいたします。

現在、9月に議決をいただきました委託料による業務委託業者の現況測量作業が終わり、現況図の作成作業を進めている状況でございます。

以上でございます。

《平成26年12月9日》

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○13番（竹中裕志君） それでは、1点目のことからちょっと再質問させていただきたいのですけれども、町長のおっしゃられたことは理解はしております。ただ、私が今回この点について言わせていただきたいのは、今回のスポーツ広場整備に当たっては、執行側の一連の説明を受けて、わずか3週間余りで議決に至ったわけです。その過程においては、NPOさわやかの問題だとか福路団地外構工事の点についての執行側の説明不足に対する不信感はいまだに私残っているわけです。

このことを踏まえて、合併当初の第1次遠軽町総合計画、それから平成23年の第2次遠軽町行政改革大綱の重点項目の中に、住民と行政双方が情報を共有して協働でまちづくりに取り組む。また、脆弱な財政基盤に莫大な公債残高を抱えて財政運営は厳しい状況にあるので、住民と行政はもったいない意識を共有して、持続的に健全な財政運営の確立を目指すとうたっておりました。

本件については、9月定例議会で佐藤議員からも御質問がありまして、先ほど町長から答弁いただきましたこの本広場については、趣旨は理解しておりますが、今後、本件のようなまちづくりの重要な課題、条件については、要件については、より慎重にこの基本の中で言われているように、協働ともったいないの精神を持って、さらにまちづくり町民参加条例にのっとった事業展開を期待いたしますが、その点はいかがででしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 9月に御答弁申し上げましたが、また改めて議決されたことでありますが、その手法について今質問をいただいたところでございます。

先ほど私も補正予算でというお話をさせていただきました。どの程度の事業を補正予算で上げるか、当初予算で上げるかというのは、これは金額の問題でもなく事業規模の問題でもありません。通常は、やはり予算というのは、当初予算一つで終わるとというのがこれが本来の基本であります。いろいろ国の制度ですとか財源、そういったものを勘案しまして補正予算という年度途中のものが出てまいります。

そして、今回につきましては、私も先ほど答弁いたしましたし、9月もそうだったかと思いますが、財源のほうのめどもついたらと、そしてさらに今、天然芝の問題が今年も非常に多く出ました。このままではなかなか、先ほど私、合宿だとか大会誘致も申しましたが、遠軽の子供たちがせっかくスポーツですばらしい全国的にも類を見ない活躍をしている中で、早急に財源がつけばやりたいということで、補正予算という形で提案させていただきました。今後も、私がそうしようというわけではないですが、この補正予算どこでも同じでありますし、今までもそうでありましたが、どういったものまでが住民にかけるのか、どういったものがかけないのかということは、これは一概に言えるわけでもありませんので、そのときの状況を見ながらやりたいと思っております。

例えば、私が町長に就任したときにも、今は福祉センターの住民を考える会というのは、これこそまさに住民の方にも参加していただくということでやりました。これはも

う本当に昔の写真を見ますと、山田議員のすごい若いときが写っている写真もありますが、もう30年近くなりますかね、そういった非常に大きな問題については、やはりそういう手法もとらせていただきましたし、今後もそういうことはケース・バイ・ケースでやっていきたいと思っております。ただ、緊急性をもってやらなければいけないものもありますので、そういったときは補正予算なりで当然上げさせていただくということになろうかと思っております。いずれにしてもそういった場合においても、私どもがある程度形が固まって議案としてお出しできるという形になれば、早急に皆様にもお示しして進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を願いたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） NPOの関係でございますけれども、これにつきましては、さきの委員会でも御説明をさせていただいておりますけれども、新聞報道の前から事前に協議をさせていただいております、あの土地につきましてはやはり将来的に使えなくなるということの中で、事前に町の代替地についても一度御相談をさせていただきました。ただ、そのときにはやっぱり条件が合わないということで御返答が返ってきてございます。その中で、現在使用している土地について、来年使えるのかどうかということの打診がありましたので、議会が終わった後に早急に返事をしたいということで、議会が終わった後に担当のほうと協議した中で、今答弁しておりますとおり、現地がかなり低いということの中で、ある程度は早目に盛り土をして地盤を安定させなければならないということですから、現地のほうでそういう状況がありますので、来年以降については使いませんよというお話をしたところです。

現在、町のほうでも違う代替地を御提案させていただいた中で、今、NPOのほうで民有地も含めて検討されているということで、近々報告が得られるというようにお話を聞いております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○13番（竹中裕志君） 今のお話は承りました。

先ほど町長がおっしゃられていた2番目の都市計画マスタープランの件なのですけれども、平成22年度に廃止されたこのプランの中には、今後の都市計画については基本的な変更はせず、将来の人口減や自然環境を配慮して、急激に無秩序な市街地の振興は見込まないという判断でこのマスタープランが作られたと認識しております。であれば、今回施設の再利用は考えられていたのか、その人工芝に対するです。初めから福路地区をスポーツ公園に計画されていたのかを、まず一つお聞かせいただきたいのと、さっき都市計画審議委員会の話を町長されましたのですけれども、基本的にはこの地域の変更に当たっては、私、本年4月から都市計画審議委員会の委員をやっているのですけれども、まず順番としてこういう大きな計画があつて、もう実施計画ですから、基本計画ではないですから、実施計画が出される段階であつて、そういうものというのはこの都市計画審議委員会に町長

が諮問して、答申後に議会に説明して、町長から議会に報告を受けるということがこの都市計画プランのフロー図と書かれているのですけれども、これは私の認識不足ですね。考え方が違いますので、ちょっとお答え願いたいです。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課長。

○建設課長（山本善宏君） ただいまの御質問でございますけれども、都市マスの策定手順ということになるかと思っておりますけれども、町からの提案をもちまして審議会で審議していただき、それを受けて最終的に内容が固まりましたら各委員会等に報告をさせていただくことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○13番（竹中裕志君） 今の形でしたら、当然この実施計画が議案に出される前にそういう諮問があって、答申があってしかるべきということですね。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課長。

○建設課長（山本善宏君） 都市計画の審議内容でありますけれども、個々の事業について具体的に検討するということではございませんで、基本的にはその地域を今後どう活用していくかということで、なおかつ、現在既にどういう活用がなされているのかというものを踏まえて将来的な展望を描くものでございますので、全て個々の事業についてその中で検討されるということではございません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○13番（竹中裕志君） それではあれですか、このスポーツ・レクリエーションゾーンの解釈というのは、この福路地区が既にその地域として入っているという見方でよろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課長。

○建設課長（山本善宏君） 御質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長からも答弁がありましたとおり、都市計画のマスタープランの中では温水プールを含めた施設周辺土地利用を十分考慮し、用途地域の設定等のまちづくりということについて検討するというので、平成22年の策定内容に基づいて、そこから一歩進んだ形で今後について検討していくということになろうかと思っております。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○13番（竹中裕志君） そうであれば、既に福路地区の住民の方だとか、そういう方も当然話し合いはされているのですね。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課長。

○建設課長（山本善宏君） 都市計画マスタープランについてのみお答えさせていただきますけれども、個々の検討内容について審議会に諮る前に関係各社、各住民の方々と協議をするということではございません。

《平成26年12月9日》

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○13番（竹中裕志君） 私が心配しているのは、これからスポーツゾーンとして、町長は一連の体育館だとか、一連のほかの競技場のことも将来的には考えておられるというお話を聞いております。今、私、心配していると言いましたのは、温水プールだとか体育館だとか室内でやる競技は別としても、今回の施設は屋外の施設ですよ。当然、夜間の照明だとか騒音だとかの問題というのは、やっぱり地域の方ともっと深く話し合いになってから提案すべきだったのではないかなと、私はそういう気がするのですけれども、その辺の考え方は十分お進めになっていたのでしょうか。お聞きしたいのですけれども。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 7時44分 休憩

午後 7時46分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本建設課長。

○建設課長（山本善宏君） ただいまの施設を整備するに当たりまして、照明あるいは騒音等について住民と協議することも必要ではないかという御質問でございますが、過去の事例を見ますと、現在設計も定かな照明その他を含めまして固まっておりますので、これからということになるかと思いますが、設計内容が固まりまして、そうした影響があるあるいはそういう恐れがあるという場合に、地域の方と協議をするということは今後考えられるかと思えます。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○13番（竹中裕志君） 山本課長らしくない御答弁だと思うのですけれども、これは問題を解決してから、実施設計というのはもう既に設計が終わった段階で、はい、これでやりますよという設計だと私は解釈するのですけれども、基本設計ではないですよ、実施設計ですよ。やっている段階で、入札が終わって発注している段階で、今後考えていくということにはならないのではないですか。

私が心配しているのは、今ちょっと同僚議員と話していたのですけれども、これから5棟ぐらいの構想、公営住宅を建てる予定ですね。その地区に夏場、これは単純なことなのでも、公営住宅ですからエアコンの設置や何かはできない、できないというか、やろうと思えばできるのしょうけれども、夜暑い時期に使う施設ですから、そのときに皆さん住民の方が窓をあけっ放しにして寝るのに、夜もし照明をつけてやるようなスポーツであれば、当然騒音も聞こえてきますし照明の明かりも入ってきます。これは多分、東町でこういうものを作ったときに、そういう話は当然あったのではないですか。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課長。

○建設課長（山本善宏君） 説明がちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、過去に

野球場の施設を整備するときに、住民の方と協議をさせていただき、照明の点灯時間等の協定を結ばさせていただくといった事例もございます。実施設計、今、作業中ではございますけれども、これらがある程度固まってからでなければちょっとどのぐらいの影響が出そうなのか、それ自体の検討がこれからということなものですから、最終的に発注するまでには、当然そうした必要な場合については住民の方と協議させていただくことも出てくる可能性はあり、設計内容によってその辺はちょっと変わってくるのかなというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○13番（竹中裕志君） ちょっと結論が、私が求めている答えとちょっとずれていますので、では具体的に3番目の質問に入っていきますけれども、幹部職員の皆さんは、既にこれだけ話題になっているスポーツ広場ですから、当然現地は確認済みだと思います。既に実施設計の委託が発注済みの区域内で、今回、私も後で気がついたのですけれども、福路団地の外構工事の一環として、多分堆積している土や何かを見ますと、その残土を運搬して堆積しているのではないかなと私は思うのです。実際、実施設計が発注している場所の土を移動して、その工事と今回の本工事の委託工事、同じ現場で同じ時期にその工事が進められているというのがどうも私納得いかないのですけれども、その辺というのはどうですか。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課長。

○建設課長（山本善宏君） 先ほどの団地の外構についてでございますけれども、手順でありますけれども、測量が終わるタイミングを待ちまして現場に砂利の運搬を行っております。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○13番（竹中裕志君） 先ほど私言いましたこととダブってしまいますけれども、実施設計業務委託とは、すなわち今後スポーツ公園をすぐに発注して施工できるレベルの設計だと私は認識しております。そうであれば、現状の今の地形を保って同じ時期に発注しているわけですから、その同じ地形、例えば土質を保ちながら本来の実施設計というのを委託するのが本来の形ではないですか。

私、もう一つ疑問なのは、今スポーツ公園と9月の定例議会で町民の皆様に指示した場所で、福路団地の外構工事の残土がそこに捨てられて、それがスポーツ公園の工事と勘違いされている町民の方がたくさんいらっしゃると思うのですけれども、その辺のところはどう捉えていますか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 7時54分 休憩

午後 7時54分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 今の竹中議員の質問にお答えいたします。

今、竹中議員が言われているのは、実施設計を発注している中で福路団地の残土がそこに捨てられているのが、要するに誤解を受けるということですね。公共工事につきましては、当然やまなみもそうですけれども、要は低い土地についてはある程度基盤を整備するために、なるべく公共工事を利用した形の中で残土を進めていますので、逆に言ったら、今回入れなければ来年造成費をかけてやらなければなりませんので、基本的にはなるべくお金をかけないように今回の福路についても利用してやっているということでございますので、御理解願います。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○13番（竹中裕志君） それであれば、その残土処理が終わってから実施設計というのは提案されるべきだったのではないですか。今、残土を入れていけば、今の現状というのはどんどん変わっていくわけですよ。それを、もう既にもとの土地で実施設計をされるというのは、ちょっと私はその辺、矛盾を感じるのですけれども、いかがですか。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 今、竹中議員が言われるのも一つあると思います。ただ、定期的にその工事が終わってから実施設計をかけるとなると、やはり時間的な制限というのがありますから、その辺はこちらのほうで発注形態の中でその辺の工程も含みながら発注しているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○13番（竹中裕志君） それでは、ちょっと視点を変えます。今、傍聴に来られている方も多分現場を目にされていると思いますし、議員の皆様方も町側の方も当然現場は見られていると思うのです。私が不思議だったのは、あの現場、40号線を通りましたときに実際に工事をやっていたら、重機が動いていけば、スポーツ公園の場所ですから、スポーツ公園の工事が始まったのだなと誤解を受けるのは間違いないと思うのです。せめて、あそこに、例えば、今、外構工事の残土を捨てているのであれば、これは福路団地の残土の捨て場ですよというような、そういう表示でもしておいてくれたほうが、より町民には理解されやすかったのではないかなと思うのですけれども、その辺のところはどうですか。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 町民の方から誤解を受けるということも一つ、今回、私のほうとしても教訓にしながら、いろいろな状況の中で、工事の中で有効な利用方法を考えてやったときに、町民の方に誤解を受けない形でお知らせする方法を今後検討してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○13番（竹中裕志君） 実は、あれですよ、外構工事はもう明日で工期終わりですよ。非常に、本議会でこんなことを私が言うのもちょっとおかしいかもしれないですけれ

ども、私も関心を持って何回もあの現場を通ったのです。たまたま仕事をされている方がいまして、あの盛り土になっている部分で、ヘルメットというか、僕ら、建築屋でしたら基本的にはヘルメットを被ってきちっとやるのが作業姿勢だと思うのです。ましてや、遠軽町で今これから一番注目される場所でノーヘルメットで測量している、盛り土の上で、そういう作業員を見たのですよ。ですから、そういう安全管理も含めて、もっと町は一生懸命やっているのだぞということを町民にアピールするような安全管理も考えていただきたかったと、そう思うのですけれどもいかがですか。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課長。

○建設課長（山本善宏君） 大変申しわけないことだと思いますが、現場でそのような状況があったということであれば、今後私どもも十分注意して指導していきたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○13番（竹中裕志君） しつこいようですけれども、外構工事は明日で終わりです。ですけれども、本設計の業務委託は来年3月まであります。近隣住民や通行人、車に対する安全対策というの、これから冬期間に向けて徹底した配慮が必要だと思いますし、特に現場周辺は町民の散歩コースにもなっておりますし、温水プールを利用される多くの町民が行き来するところでもあります。現状のまま、私、先ほど休憩中にもちょっと現場を見てきたのですけれども、掘削したところがまだ半分以上というか、下手したら4分の3ぐらい穴の状態になっているのですよね。多分、そここのところに掘削したときに出たコンクリートの瓦れきだと思うのですけれども、それが車の通路になる部分に野積みにされてあって、そういうこともきちっとこれから管理していかないと、これから冬期間にかけて余計、私も4時過ぎですけれども、もうそのころには暗かったですし、そういう安全管理の面もきちっと今後考えていかれるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課長。

○建設課長（山本善宏君） 現地の状況についてでございますけれども、今後、冬に向かって再度内部的にも整理してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○13番（竹中裕志君） しつこいようですけれども、これ最後にします。

町が計画しているスポーツ広場については、先ほど来触れておりますが、先般の議会報告会の全会場においても、その必要性については多くの意見をいただいたわけですが、今後、この計画を進めるに当たっては、施設への高額投資だとか、町長先ほどから言われている費用対効果の有無だとか、将来の町財政の影響などを十分に検討して、町民の皆さんにぜひとも理解していただくようなことが肝要かと思えます。想定工事費が8億円から10億円ぐらいとの大型な工事になるわけです。町民の大きな注目を浴びております。このことをしっかり念頭に置いて、くれぐれも誤解の招かないように進めていただきたい。最後

に、この整備計画を進める上での執行者の心構えを聞かせていただいて質問を終わります。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 今、費用対効果ですとか、公債費のそういうものを見計らいながら十分慎重にというようなお話もいただきましたが、そういうものをクリアできるという判断に立った上で、議案としてそれを前段で委員会に説明しながら、そして委員会に説明した後にマスコミにも発表するという、そういうルールでありますので、私どもの議会と私たちの関係は。そういうのに基づいて、町民の皆様にも出したということでございます。

あの施設につきましては、先ほども申しました遠軽町の子供たち、そういったものに完成した後は大きな夢と希望をもたらす施設だというふうに思っております。これから高齢化にますます向かっていく中で、高齢者を守るためにはやはり少しでも若い人たちが残れるようなまちづくりもしていかなければいけないという考えに立って、今後とも執行してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、竹中議員の質問を終わります。

通告3番、岩上議員。

○2番（岩上孝義君） ー登壇ー

通告に従いまして、私のほうから2点ほどお伺いいたします。

初めに、敬老事業、高齢者バス助成事業について伺います。

現在、町では高齢者に対する交通費助成事業として、丸瀬布、白滝地域にはハイヤー代金の一部を助成しております。これは所得税の非課税世帯が対象ですが、これを利用することにより生活圏の拡大と福祉の向上が図られ、この事業は地域住民にとって大変喜ばれている事業の一つだと思います。

また、高齢者バス乗車助成事業として、70歳以上の方々に乗車1回につき100円、対象者1人に年間72枚のバス乗車助成券を交付しております。普段外出の少ない高齢者の外出しやすい環境をつくり、介護予防と地域づくりに役立っているものではありませんが、対象者が増えているのに利用者が少なく、予算も年々減少してきているのが現状でございます。決算審査特別委員会で担当者に聞いても、その実態は不明とのことでありました。町政懇談会等では、バスの便数の見直しとの要望もたくさん出ております。また、地域によっては路線から遠いところもあり、町としても予算の関係からすぐに路線や便数の見直しは難しいと思われま。

そこで、バス乗車券を町内全域を対象としたハイヤーにも利用できるような要綱等の見直しを図り実施してほしいと思いますが、町長の考えを伺います。

2点目として、町職員の勤務体制についてですが、町の職員は地方公務員としての基本的権利は尊重されなければなりません、一方においては、町民に奉仕する立場にある者

とし町民の便益確保のために努力を求められているものと考えます。

そこで、職員の労働条件についてお尋ねしますが、本所、総合支所を含め毎日どこかの課で時間外勤務をしている状況ではないでしょうか。このために要する時間外勤務手当はもちろん、電気料、暖房料等かなりの額になるものと思われませんか。また、各課に業務多忙期に合わせた職員の配置をした場合、平常時には過剰な人員を抱えることになるので、現実的には不可能だと考えますが、長期にわたって時間外勤務をせざるを得ない場合、健康管理にも問題が生じるものと思われませんか。

町では毎年職員の新規採用を行っておりますが、これらの職員を直ちに特定の課、係に配置しないで、1年間は遊軍というか、言い方はいろいろあると思いますが、その時期に応じて多忙な課の職務に従事させることはいかがでしょうか。2年目に特定の課、係に配置する際にも、1年間の勤務状況によってその職員の適性に合った配置ができると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

岩上議員の御質問であります敬老事業、高齢者バス助成事業についてお答えをいたします。

本町における高齢者の皆様に対する交通費の助成事業等につきましては、丸瀬布地区において疾病治療の通院のためのハイヤー利用に助成を行う丸瀬布地区高齢者通院費助成事業、白滝地区において疾病治療の通院や買い物などのためのハイヤー利用に助成を行う白滝地区高齢者交通費助成事業及び町内全域を対象にバスの乗車に要する運賃の助成を行う高齢者バス乗車助成事業を実施しているところであります。

御質問の町内全域を対象としてハイヤーにも利用できるよう実施できないかとの御質問についてであります。町内のバス路線につきましては民間事業者及び町営により9路線が運行されておりますが、先般、バス乗降調査が実施されており、町内循環線及び清里線における乗降人数のほか、利用者ニーズ調査を把握するためのアンケート調査も合わせて実施したところであります。仮に、現在のバス乗車券をハイヤーにも利用できるようにした場合、バス利用者の減少と同時にハイヤー利用者の増加が想定されるところであり、民間事業者への影響も少なからずあると想定されますし、町の財政負担の問題もあるため慎重な対応が求められるところであります。

今後ますます増加する町内の高齢者の方々の交通手段の確保につきましては、高齢者福祉の大変重要な部分であると認識しておりますし、先ほど述べました路線バスアンケート調査等も参考としながら、高齢者バスとハイヤーの関係を精査したいと考えております。

なお、その際にも、町内でもバス路線のない地区があることから、その点も十分に考慮した検討が必要だと考えておりますので御理解を願います。

次に、2点目の町職員の勤務体制についての御質問についてであります。一つ目の時間外勤務に係る経費につきましては、平成25年度実績における時間外勤務手当につきま

しては、給料総額に対し3.47%となっております。電気料、暖房料につきましては、通常の勤務時間に係る経費と時間外勤務に係る経費を分けて算出することは不可能であります。必要最小限の照明とするなど、節電等にも努めながら行っているところです。

二つ目の1年目の職員を時期に応じて職務に従事させてはとの質問につきましては、時期に応じて多忙な課の職務に従事することになりますと、職員を育てる余裕がないため簡単な仕事だけを与えられ、新人として公務員のあるべき基本を身に付けるいとまがなくなるということが危惧されます。なお現在、新採用等職員につきましては、各総合支所のイベント開催時期などに各地域の特色等を把握するとともに、地域に愛着を持つことができるよう職員研修として1週間から2週間程度職員を派遣しております。選挙事務など突発的な事務における職員配置につきましては、その都度横断的に職員を配置するなどして対応しているところでありますが、通常の職員配置につきましては、従来から組織全体の中で適材適所にも配慮しつつ行っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩上議員。

○2番（岩上孝義君） 1点目の件なのですけれども、検討する、考慮する。ただ、生田原はそうだったのですけれども、丸瀬布、白滝のほうもハイヤーが営業として成り立たないと、やめたいという意向を持たれております。何年もつかわからないと、そういうことまで言われておまして、そういった面を絡めた中で、地域としてそういうものがなくなると大変困ると。ましてや26年度より介護保険法が変わりまして、地域実態にかなりの無理が来ると思います。そういった形の中で少しでもそういう予防の対策としても、早急なる検討をしながら進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 先ほど町長のほうからの答弁にもありました乗降調査の関係で、ちょっと御報告を申し上げたいと思います。

先月、町内の循環線と清里線、職員が乗りまして、どういう方が乗られているのかアンケート調査をしてございます。アンケートについては、今、集計中でございますけれども、一応乗降者数だけはとりあえずまとまりましたので御報告をさせていただきたいと思います。

町内循環線につきましては、1便当たり大体10名程度が乗車しております。清里線につきましては、同じく1便当たり5名程度の方が乗車してございます。この人数につきましては、うちのほうで北見バスのほうにもお願いをしておりますけれども、大体似たような形が出てきておりますので、年間当たりトータルいたしますと、清里線で約1万6,000人の方、循環線で約3万4,000人の方が乗られているという単純計算になると思っておりますけれども、そういう形で乗っております。

その中で、アンケートの中で一部ハイヤーの利用頻度というのうちのほうでアンケート調査をさせていただいているところでございます。循環線で、全く利用しないという方

が60%の方がハイヤーについては利用されていない。丸瀬布線につきましては、大体同じになりますけれども57%の方がハイヤーは利用していない。清里線につきましては、大分増えますけれども76%の方。白滝の福祉バスにつきましても約26%の方はハイヤーは利用していないというような、とりあえずアンケート調査の中ではこういう結果になってございます。まだこれから分析しなければならない部分がございますけれども、とりあえず現状の中でこういう部分だけを御報告させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩上議員。

○2番（岩上孝義君） 私が尋ねたのは、バスに乗れない方はどうするのですか。バス停まで遠い、バス路線まで遠いという方をどうするんですかと言っているのです、私は。基本は。バスを利用している方はそのままいいのです。バスを利用できない方々をどうするんですかと。だからハイヤーの料金で、1回100円でハイヤーに乗せられるような方策はとれないのですかと聞いているのです。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ハイヤーの、また、将来的な丸瀬布内でハイヤーの営業という話もありました。ほかの地区でもそれに類したようなお話がございまして、これは逆のパターンだったのですけれども、必ずどちらかを立てればどちらかが立たなくなるというような話になるかと思えます。これにつきましても、ハイヤーを利用すれば今度バスのほうの損失が出て、バスに今度は最終的には補填をせざるを得なくなるのかというようなことありまして、財政負担についても私最初の答弁でお話をさせていただいたところでございます。

そして、さらにもう一つは、やったからこうなったのかわかりませんが、5年前ですか、丸瀬布地区の皆様の御要望を聞いた上で、バスの丸瀬布の乗り場所とかもお話を伺った中で希望を聞いてやらさせていただいたということもある。そういった中で、だんだん片一方が便利になれば、ハイヤーにも乗らなくなるのかなということもあります。こういったものを、やっぱりどちらも成り立つようにもしていかなければいけない。そして、さらにこれから高齢化が進みまして、町内のそういう足の確保ということもございませぬ。そういったものを、やっぱり全部が全部うまく解決できるかどうかかわかりませんが、これらについても新年度の中で何とかいい答えができれば出していきたいなというふうに思っておりますが、今申したとおりなかなか三つの方程式がうまく解けるかどうか、これをやってみたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩上議員。

○2番（岩上孝義君） 新年度で前向きに検討できるのかなと、ちょっと期待がありますので、その期待に沿えるようによろしく願います。

それでは、2点目の職員の管理についてなのですが、これは本当にひどいところで4月から9月いっぱい、10月までびっしり勤務しているところもあります。そういった形の中で、パート、臨職というのは、ある程度は手伝っていただいているのですが、一番問題なのはパソコンの問題なのです。パソコンが使えないのです、囑託でなければ、セキュリティの問題がありまして。そういった形の中で、であれば、そういう新卒の職員、見習いではなく、本当にすぐ一生懸命教えられる、地域も覚えられると思うのです。1週間や10日ではなく、そういったものの中で検討はできないものか伺いたします。

○議長（前田篤秀君） 舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 質問にお答えいたします。

パソコンのセキュリティの関係の質問がございましたけれども、臨時職員、囑託職員ともにパスワードを与えて事務を行うことはできるようになっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩上議員。

○2番（岩上孝義君） それはいつからですか。

○議長（前田篤秀君） 舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 先ほどの答弁の補足でありますけれども、業務によって分けておりますので、岩上議員がおっしゃっている部門について、もしその臨職また囑託職員ができないということであれば、こちらのほうで確認をして今後パスワードを与えて事務ができるかどうかということについては考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩上議員。

○2番（岩上孝義君） それでは、新卒の新人採用の職員については、そういう張り付け方はできないということなのですか。

○議長（前田篤秀君） 舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 新規の職員を多忙期のところに配置をするということになりますと、例えば4月でいうと、転入退出の忙しい時期に例えば窓口業務に配置するということになりますと、事務を行うほうの労力もかなり、教えるという労力も出てまいりますので、今、新規職員等で支所のほうにも1週間から2週間程度研修に行っている者も3年目の職員を研修に出させている状況でございますので、新規職員をそのような最多忙時期の職務のところに配置することは難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、岩上議員の質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長(前田篤秀君) 本日は、これで延会とします。

午後 8時25分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀

署 名 議 員 岩 本 孝 義

署 名 議 員 松 本 信 一

《平成26年12月9日》